

# 1. 麗澤大学大学院学則

制 定 平成8年4月1日  
最近改正 平成29年4月1日

## 第1章 総則

(準拠)

第1条 この大学院学則は、麗澤大学学則(昭和34年4月1日制定。以下「学則」という。)第2条の2の規定に基づき、麗澤大学大学院(以下「本大学院」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上をはかり、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

## 第2章 組織

(課程等)

第4条 本大学院に次の課程を置く。

研究科	専攻	課程の区分
言語教育研究科	日本語教育学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	比較文明文化専攻	博士前期課程 博士後期課程
	英語教育専攻	修士課程
経済研究科	経済学専攻	修士課程
	経営学専攻	
	経済学・経営学専攻	博士課程

2 博士前期課程及び修士課程(以下「修士課程」という。)は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程・博士課程(以下「博士課程」という。)は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 言語教育研究科博士前期・後期課程の専攻の目的は、次に定めるものとする。

(1) 日本語教育学専攻は、普遍的な言語理論と日本語学の成果とを踏まえ、それらの深化及び日本語教育学の理論的・実践的展開を図ることによって、日本語教育機関で活躍できる人材の育成及び研究者の養成を目的とする。

(2) 比較文明文化専攻は、世界の諸文明と世界各地の文化を比較の観点から探究し、文明圏の交流や多様な文化に関する理解と認識を深める。地球と人類の未来を開拓する新たな文明の創造を志向しつつ、世界の平和と文化の保持・発展のため、教育研究職、国際機関等で貢献できる広い視野を備えた人材の育成を目的とする。

5 言語教育研究科修士課程の専攻の目的は、次に定めるものとする。

(1) 英語教育専攻は、高度な英語力をもとに、英語学・英語教育学・異文化コミュニケーションという学問を探究し、専門領域の英知と英語力を駆使できる英語教員・研究者・企業等で活躍する人材の育成を目的とする。

6 経済研究科修士課程の専攻の目的は、次に定めるものとする。

(1) 経済学専攻及び経営学専攻は、各領域において、先導的な研究を推進できる研究者及び実務専門家の養成を目的とし、特に内外の諸機関において求められる公共政策を担う人材の育成を目的とする。

7 経済研究科博士課程の専攻の目的は、次に定めるものとする。

- (1) 経済学・経営学専攻は経済学及び経営学の理論研究及び実証研究の深化を通して、先進的な研究を指導できる研究者及び専門家の養成を目的とする。

(学生定員)

第5条 学生定員は、次のとおりとする。

研究科	修士課程			博士課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
言語教育研究科	日本語教育学専攻	6	12	日本語教育学専攻	3	9
	比較文明文化専攻	6	12	比較文明文化専攻	3	9
	英語教育専攻	6	12			
経済研究科	経済学専攻	5	10	経済学・経営学専攻	3	9
	経営学専攻	10	20			
	計	33	66	計	9	27

### 第3章 教員・運営組織

(教員組織)

第6条 本大学院における授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）は、本学の教授及び准教授のうちから選任された者が、これを担当する。ただし、必要に応じて講師に授業を担当させることができる。

(研究科長)

第7条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の任用に関する規程は、別に定める。

第8条 削除

(大学院委員会)

第9条 本学に、学長が本大学院に関する重要事項について決定を行うに当たり意見を聴取するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会において取り扱う事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に規定するものの他、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。学長に支障のあるときは、副学長が招集し、その議長となる。

4 大学院委員会は、学長、副学長、学長補佐、各研究科長及び研究科代表(各研究科2名)、図書館長及び大学事務局長をもって構成する。ただし、兼務する者がある場合は、その実数を減ずる。

5 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会)

第10条 各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次の各号について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に規定するものの他、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

3 研究科委員会は、前項に規定するものの他、学長及び研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。研究科長に支障のあるときは、あらかじめ指名された者が招集し、その議長となる。

5 研究科委員会は、当該研究科の課程ごとに、所属する専任教員をもって構成する。

6 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

#### 第4章 学年・学期・休業日

(学年)

第11条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の二学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日より9月19日まで
- (2) 第2学期 9月20日より翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 授業の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学記念日 6月4日
- (4) 夏季休暇 8月1日より9月19日まで
- (5) 冬季休暇 12月20日より翌年1月9日まで
- (6) 春季休暇 3月1日より3月31日まで

2 必要があるときは、学長は、前項の休業日を変更することがある。

#### 第5章 修業年限・在学年限

(修業年限)

第14条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 博士課程の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第15条 修士課程の在学年限は、4年を超えることができない。

2 博士課程の在学年限は、6年を超えることができない。

3 第21条及び第28条の規定により入学した者は、在学すべき年数の2倍に相当する年を超えて在学することはできない。

#### 第6章 入学

(入学時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認めるときは、第2学期の始めに入学させることがある。

(入学資格)

第17条 修士課程の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者又は学士の学位を授与された者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校

教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの

(9) 本大学院において、別に定める入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 博士課程の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、別に定める入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学志願)

第18条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに、本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 入学志願に関する必要事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第19条 入学志願者の選考は、学力試験その他の方法により行う。

2 入学志願者の選考に関する必要事項は、別に定める。

(入学手続き・許可)

第20条 選考により合格した者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出し、入学金その他の諸費を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第21条 他の大学院から、本大学院に転入学を願い出た者は、志願する研究科に欠員のある場合に限り、入学を許可することがある。

2 第18条第1項及び第20条第1項の定めは、転入学志願者に準用する。

(保証人)

第22条 保証人については、本学学則第25条を準用する。

第7章 休学・留学・退学・再入学・転研究科・転専攻・除籍・復籍

(休学)

第23条 学生が、疾病その他特別の理由により1か月以上修学することができない場合は、願い出により休学を許可することがある。

2 学生が、疾病その他特別の理由により1か月以上修学することが適当でないと認められる場合は、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第24条 前条に規定する休学は、学期末又は学年末を学籍上の終期とする。

2 休学期間は、通算して修士課程にあつては2年、博士課程にあつては3年を超えることはできない。

3 休学期間は、第15条に規定する在学期間には算入しない。

4 休学期間中に休学の理由が消滅した場合は、願い出により、休学の取消しを認め、復学を許可することがある。

5 休学期間中に期間を短縮したいときは、願い出により、期間の変更を許可することがある。

(留学)

第25条 学生が本学が認める外国の大学院又はこれに準ずる研究機関へ留学する場合は、留学を許可することがある。

- 2 前項の定めにより留学できる期間は、1年以内とする。ただし、博士課程の学生については、教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、その期間の延長を許可することがある。
- 3 留学期間は、第15条に規定する在学期間へ算入する。
- 4 留学に関する規程は、別に定める。

第26条 削除

(退学)

第27条 学生が退学しようとする場合は、願い出によりこれを許可することがある。

(再入学)

第28条 前条の規定により退学した者が、再入学を願い出たときは、退学後2年以内に限り、これを許可することがある。

- 2 再入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出し、第53条の2に規定する学費を納めなければならない。
- 3 前2項の定めにかかわらず、第33条第1項に規定する修了要件のうち博士論文の審査及び最終試験以外の修了要件を満たして退学した者の再入学については、「麗澤大学大学院単位修得退学者の再入学に関する規程」の定めるところによる。

(転研究科・転専攻)

第29条 研究科又は専攻の変更を志願する学生があるときは、これを許可することがある。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することがある。

- (1) 学費その他の諸費を所定の期限までに納入せず、督促を受けても納入しない者
- (2) 第15条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者
- (4) 入学年度の4月末日までに入学を取り消した者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 在学中に死亡した者

(復籍)

第31条 前条第1項第1号及び第5号の定めによって除籍された者が、2年以内に所定の手続きを経て、復籍を願い出たときは、これを許可することがある。

## 第8章 課程の修了・学位の授与

(修士課程の修了要件)

第32条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげたと認められる者は、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第33条 博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげたと認められる者は、修士課程2年修了者の場合にあつては博士課程に1年以上、修士課程1年で修了した者の場合にあつては博士課程に2年以上、それぞれ在学すれば足りるものとする。

第34条 削除

第35条 削除

(学位の授与)

第36条 修士課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

言語教育研究科 修士(文学)

経済研究科経済学専攻 修士(経済学)

経済研究科経営学専攻 修士(経営学)

- 2 博士課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

言語教育研究科 博士(文学)

経済研究科 博士(経済学・経営学)

- 3 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出しその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

- 4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第9章 賞罰

(表彰・懲戒)

- 第37条 表彰及び懲戒は、本学学則第37条及び第38条を準用する。

#### 第9章の2 外国人留学生・社会人学生・長期履修学生

(外国人留学生)

- 第37条の2 外国人が、本大学院に入学を志願するときは、特別選抜を実施し、外国人留学生として、入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の入学に関しては、第17条から第22条までの規定を適用する。

(社会人学生)

- 第37条の3 社会人としての経験を有する者が、入学を志願したときは、特別選抜を実施し、社会人学生として入学を許可することができる。

- 2 社会人学生の入学に関しては、第17条から第22条までの規定を適用する。

(長期履修学生)

- 第37条の4 本大学院に入学を志願する者が、標準の修業年限を超えて修業を希望するときは、入学時に限り、長期履修学生として入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

#### 第10章 科目等履修生・研究生・聴講生・特別聴講生及び特別研究生

(科目等履修生)

- 第38条 本大学院において、一又は複数の授業科目を履修し単位修得を希望する者があるときは、研究科の授業、研究に支障のない限り、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生となることのできる者は、第17条の資格を有する者とする。

- 3 科目等履修生がその履修した授業科目について、試験に合格した場合は単位を与える。

- 4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

- 第39条 本大学院において、特定の専門事項について高度な研究を行おうとする者があるときは、研究科の授業及び研究に支障のない限り、研究生として許可することがある。

- 2 研究生となることのできる者は、第17条の資格を有する者とする。

- 3 研究生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

- 第40条 本大学院において、授業科目を聴講しようとする者があるときは、研究科の授業及び研究に支障のない限り、聴講生として受入れを許可することがある。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

- 第41条 本大学院において、授業科目を履修しようとする他の大学院又は外国の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、履修を許可することがある。

- 2 前項により授業科目の履修を許可された学生は、特別聴講生と称する。

- 3 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

- 第42条 本大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、受入れを許可することがある。

- 2 前項により受け入れた学生は、特別研究生と称する。

3 特別研究生に関する規程は、別に定める。

第11章 教育等

(授業及び研究指導)

第43条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(授業科目、単位及び履修方法)

第44条 修士課程及び博士課程の授業科目並びに単位数は、別表Ⅰ及び別表Ⅱのとおりとする。

2 各研究科の授業科目の履修及び単位認定に関する規程は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第45条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを許可することがある。

2 前項の規定による単位認定は、10単位を超えない範囲とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第46条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入る前に大学院において修得した単位を、本大学院において修得したものとみなし、単位を認定することがある。

2 前項の認定による単位認定は、前条の単位と合わせて10単位を超えない範囲とする。

(研究指導)

第47条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。以下「他の大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを許可することがある。

2 当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。ただし、博士課程の学生については、教育上有益であると認めるときは、その期間の延長を許可することがある。

第48条 削除

第12章 教職課程

(教職課程)

第49条 修士課程に、教育職員免許状授与のための所要資格を得させるための課程を置く。

2 専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の規定するところにより、必要な単位を修得した場合には、教育職員免許状授与のための所要資格を与えることができる。ただし、中学校教諭一種免許状又は高等学校一種免許状授与の所要資格を有する者でなければならない。

3 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻等	教員免許状の種類	免許教科
言語教育研究科	日本語教育学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	国語
	英語教育専攻	高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	英語
経済研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
		中学校教諭専修免許状	社会
	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
		中学校教諭専修免許状	社会

4 教職に関する科目の履修規程は、別に定める。

第13章 学費等

(入学検定料)

第50条 入学検定料は、35,000円とする。ただし、外国人留学生については、25,000円とする。

(学費)

第51条 学費は、次のとおりとする。ただし、入学金は、入学年度のみ徴収とする。

項目	修士課程	博士課程
入学金	200,000円	200,000円
授業料	720,000円	710,000円
施設費	200,000円	200,000円
実験・実習費	実費	実費

(納入期限)

第52条 納入期限は、本学学則第55条を準用する。

(転入学者の学費)

第53条 転入学者の学費は、転入学をする入学年次の学生に適用する額とし、本学学則第55条を準用する。

(再入学者の学費)

第53条の2 再入学者の学費は授業料及び施設費とし、再入学をする入学年次の学生に適用する額とする。

ただし、第28条第3項の規定により再入学した者の学費は、「麗澤大学大学院単位修得退学者の再入学に関する規程」の定めるところによる。

2 再入学者の第1学期分の授業料及び施設費は、再入学手続き時に納入しなければならない。

(休学期間の学費)

第54条 第51条の規定にかかわらず、休学期間の学費は、休学がその学期の全期間にわたるときは、在籍料として1学期につき6万円を納めるものとする。

(留学期間の学費)

第55条 留学期間の学費は、本学学則第58条を準用する。

(復籍料)

第56条 復籍料は、本学学則第59条を準用する。

(学費の減免)

第57条 外国人留学生については、事情により授業料を減免することがある。

2 本学学部卒業者が、本大学院に進学する場合は、入学金を5割減免する。

3 本学別科修了者が、修了年度に引き続いて本大学院に進学する場合に限り、入学金を全額減免する。

4 本大学院修士課程の修了者が、修了年度に引き続いて博士課程に進学する場合に限り、入学金を全額減免する。

5 本大学院修士課程の研究生が、修士課程に進学した場合は、入学金を5割減免する。

6 本大学院博士課程の研究生が、博士課程に進学した場合は、入学金を5割減免する。

7 本大学院修士課程修了に続いて博士課程研究生として在籍した者が引続き博士課程へ入学する場合は、入学金を全額免除する。

8 第33条第1項に規定する修了要件のうち博士論文の審査及び最終試験以外の修了要件を満たして修業年限を終了した者で、研究科委員会が在学期間の延長が許可された者については、授業料を9割減免する。

9 第1項に定める授業料減免については、別に定める。

(学費の返還)

第58条 学費の返還は、本学学則第62条を準用する。

#### 第14章 学生寮

(学生寮)

第59条 学生寮は、本学学則第63条を準用する。

#### 第15章 厚生保健

第60条 <削除>

(健康支援センター)

第61条 健康支援センターは、本学学則第65条を準用する。

(厚生施設)

第62条 厚生施設は、本学学則第66条を準用する。

#### 第16章 学生生活

(学生生活)

第63条 学生生活は、本学学則第67条を準用する。

#### 第17章 学則変更

(学則変更)

第64条 この大学院学則の変更については、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。



附 則

- 1 この大学院学則は、平成9年4月1日から改定施行する。
- 2 改定施行後の大学院学則第47条の規定は、平成9年度入学者より適用し、在学者は従前の例とする。

附 則(全部改正)

この大学院学則は、平成10年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成11年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成11年11月20日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成12年4月1日から改定施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成13年4月1日から改定施行する。
- 2 改定施行後の大学院学則第51条に規定する学費のうち、施設・設備費については平成13年度に在籍する学生にも適用する。

附 則

この大学院学則は、平成14年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成15年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成16年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成18年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成21年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成22年4月1日から改定施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年4月1日から改定施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 2 国際経済研究科経済管理専攻、政策管理専攻及び経済・政策管理専攻は、改定後の第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該各専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成24年3月31日に在学する者については、この大学院学則による改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 国際経済研究科に関する事項については、経済研究科委員会において審議するものとする。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成24年7月20日から改定施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成25年4月1日から改定施行する。
- 2 国際経済研究科経済管理専攻は、平成25年3月31日で廃止する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成26年4月1日から改定施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成26年9月20日から改定施行する。
- 2 国際経済研究科政策管理専攻は、平成26年9月19日で廃止する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成27年4月1日から改定施行する。ただし、改定施行後の第51条の規定は、平成26年度以前の入学者には適用せず、従前の規定を適用する。

附 則

- この大学院学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 国際経済研究科及び同研究科経済・政策管理専攻は、平成 28 年 3 月 31 日で廃止する。

附 則

- この大学院学則は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

別表 I - 1 (第44条関係)

言語教育研究科 日本語教育学専攻 (博士前期課程) の授業科目及び単位

		授業科目の名称	単位	修了必要単位
基礎科目		言語学原論 I	2単位	8単位
		言語学原論 II	2単位	
		日本語学概論 I	2単位	
		日本語学概論 II	2単位	
		日本語教育学概論 I	2単位	
		日本語教育学概論 II	2単位	
		第二言語教育学原論 I	2単位	
		第二言語教育学原論 II	2単位	
専門科目	言語学	音声学・音韻論 A	2単位	16単位 共通専門科目 のアカデミック・ライティング A・B は修了要件に含むことはできない。
		音声学・音韻論 B	2単位	
		形態論・統語論 A	2単位	
		形態論・統語論 B	2単位	
		意味論・語用論 A	2単位	
		意味論・語用論 B	2単位	
		ことばのパリエーション	2単位	
		ことばと社会・文化	2単位	
		認知言語学	2単位	
		コーパス言語学	2単位	
	日本語教育学	海外日本語教育実習	2単位	
		言語習得論と日本語教授法 A	2単位	
		言語習得論と日本語教授法 B	2単位	
		コミュニケーションと日本語教育 A	2単位	
		コミュニケーションと日本語教育 B	2単位	
	対照言語学	対照言語学概論	2単位	
		対照言語学 (日・韓)	2単位	
		対照言語学 (日・中)	2単位	
		対照言語学 (日・東南アジア諸言語)	2単位	
		対照言語学 (日・英)	2単位	
		対照言語学 (日・独)	2単位	
	共通専門科目	アカデミック・スキルズ	2単位	
		アカデミック・ライティング A	2単位	
		アカデミック・ライティング B	2単位	
		言語技術概説 A	2単位	
		言語技術概説 B	2単位	
		情報処理概論	2単位	
		情報処理研究 A	2単位	
		情報処理研究 B	2単位	
		教育・心理統計演習 A	2単位	
		教育・心理統計演習 B	2単位	
		言語テスト論	2単位	
言語文化研究 A (東アジア)		2単位		
言語文化研究 B (東南アジア)		2単位		
特別研究		日本語教育学特別研究 I	2単位	6単位
		日本語教育学特別研究 II	2単位	
	日本語教育学特別研究 III	2単位		

別表 I - 2 (第44条関係)

## 言語教育研究科 比較文明文化専攻(博士前期課程)の授業科目及び単位

		授業科目の名称	単位	修了必要単位
基礎科目		比較文明学原論A	2単位	8単位
		比較文明学原論B	2単位	
		比較文化学原論A	2単位	
		比較文化学原論B	2単位	
		地域研究原論A	2単位	
		地域研究原論B	2単位	
専門科目	比較文明文化	比較思想研究	2単位	16単位 共通専門科目 のアカデミック・ライティングA・Bは修了要件に含むことはできない。
		比較宗教研究	2単位	
		比較倫理研究	2単位	
		比較文学研究	2単位	
		比較社会研究	2単位	
		比較観光研究	2単位	
		比較政治研究	2単位	
		比較環境研究	2単位	
	地域言語文化	英米言語文化演習	2単位	
		英米地域文化演習	2単位	
		ドイツ言語文化演習	2単位	
		ドイツ地域文化演習	2単位	
		日本言語文化演習	2単位	
		日本地域文化演習	2単位	
		中国言語文化演習	2単位	
		中国地域文化演習	2単位	
	共通専門科目	アカデミック・スキルズ	2単位	
		アカデミック・ライティングA	2単位	
		アカデミック・ライティングB	2単位	
		言語技術概説A	2単位	
		言語技術概説B	2単位	
		情報処理概論	2単位	
		情報処理研究A	2単位	
		情報処理研究B	2単位	
教育・心理統計演習A		2単位		
教育・心理統計演習B		2単位		
言語テスト論		2単位		
言語文化研究A (東アジア)		2単位		
言語文化研究B (東南アジア)	2単位			
特別研究		比較文明文化特別研究 I	2単位	6単位
		比較文明文化特別研究 II	2単位	
		比較文明文化特別研究 III	2単位	

別表 I - 3 (第44条関係)

## 言語教育研究科 英語教育専攻(修士課程)の授業科目及び単位

		授業科目の名称	単位	修了必要単位
基礎科目		英語学原論A	2単位	8単位
		英語学原論B	2単位	
		英語教育学原論A	2単位	
		英語教育学原論B	2単位	
		Intercultural Communication Theory I	2単位	
		Intercultural Communication Theory II	2単位	
専門科目	英語学	英語の文法現象A	2単位	16単位 (修士論文を提出しない場合は24単位) 共通専門科目のアカデミック・ライティングA・Bは修了
		英語の文法現象B	2単位	
		口語英文法研究A	2単位	
		口語英文法研究B	2単位	
		英語意味論・語用論A	2単位	
		英語意味論・語用論B	2単位	
		英語音声学・音韻論A	2単位	
		英語音声学・音韻論B	2単位	

専 門 科 目	英語 教育 学	英語歴史言語学A	2単位	要件に含むこ とはできない。
		英語歴史言語学B	2単位	
		英語コーパス言語学	2単位	
		英語社会言語学A	2単位	
		英語社会言語学B	2単位	
	第二言語習得研究A	2単位		
	第二言語習得研究B	2単位		
	英語教授法研究A	2単位		
	英語教授法研究B	2単位		
	メディア・スタディーズA	2単位		
	メディア・スタディーズB	2単位		
	コミュ ニケー ション 学	Intercultural Communication Research A	2単位	
		Intercultural Communication Research B	2単位	
		Research Writing and Presentation A	2単位	
		Research Writing and Presentation B	2単位	
		Interpersonal Communication A	2単位	
		Interpersonal Communication B	2単位	
	共通 専門 科目	アカデミック・スキルズ	2単位	
		アカデミック・ライティングA	2単位	
		アカデミック・ライティングB	2単位	
		言語技術概説A	2単位	
		言語技術概説B	2単位	
		情報処理概論	2単位	
		情報処理研究A	2単位	
		情報処理研究B	2単位	
		教育・心理統計演習A	2単位	
		教育・心理統計演習B	2単位	
		言語テスト論	2単位	
		言語文化研究A（東アジア）	2単位	
	言語文化研究B（東南アジア）	2単位		
	特別研究	英語教育特別研究Ⅰ	2単位	6単位
		英語教育特別研究Ⅱ	2単位	
		英語教育特別研究Ⅲ	2単位	

別表Ⅰ-4（第44条関係）

経済研究科 経済学専攻(修士課程)の授業科目及び単位

	授業科目の名称	単位	修了必要単位
専 門 科 目	ミクロ経済学研究	2単位	22単位
	マクロ経済学研究	2単位	
	計量経済学研究Ⅰ	2単位	
	計量経済学研究Ⅱ	2単位	
	数量分析研究	2単位	
	国際経済研究Ⅰ	2単位	
	国際経済研究Ⅱ	2単位	
	金融研究Ⅰ	2単位	
	金融研究Ⅱ	2単位	
	財政学研究Ⅰ	2単位	
	財政学研究Ⅱ	2単位	
	現代日本経済史研究	2単位	
	西洋経済史研究Ⅰ	2単位	
	西洋経済史研究Ⅱ	2単位	
	不動産経済研究	2単位	
	不動産ファイナンス研究	2単位	
	ファイナンス工学研究Ⅰ	2単位	
	ファイナンス工学研究Ⅱ	2単位	
	コーポレートファイナンス研究Ⅰ	2単位	
	コーポレートファイナンス研究Ⅱ	2単位	
	ファイナンス理論研究	2単位	
金融リスク管理研究	2単位		

専 門 科 目	金融市場研究Ⅰ	2単位	
	金融市場研究Ⅱ	2単位	
	経済政策研究Ⅰ	2単位	
	経済政策研究Ⅱ	2単位	
	環境政策研究	2単位	
	社会情報システム研究Ⅰ	2単位	
	社会情報システム研究Ⅱ	2単位	
	労働経済研究	2単位	
	都市経済研究	2単位	
	開発経済研究Ⅰ	2単位	
	開発経済研究Ⅱ	2単位	
	国際公共政策特論Ⅰ	2単位	
	国際公共政策特論Ⅱ	2単位	
	Essentials of Microeconomics and Macroeconomics	2単位	
	Quantitative Economic Analysis	2単位	
	Research Methodology for Social Sciences	2単位	
	Public Finance and Fiscal Policy in Japan	2単位	
	Labor Economics and Japanese Labor Policy	2単位	
	Regional and Urban Economics and Japanese Development Policy	2単位	
	Business and Government Policy in Japan	2単位	
	Environmental Economics and Japanese Environmental Policy	2単位	
	Economic Policy and Policy Evaluation	2単位	
	Quantitative Economic Analysis of International Economic Policy	2単位	
	Financial Market and Banks in Japan	2単位	
	Financial Theory and Japanese Monetary Policy	2単位	
	Credit and Financial Risk	2単位	
Portfolio Theory and Investment Science	2単位		
Property Development	2単位		
Corporate and Small Business Finance	2単位		
基 礎 科 目	経済学基礎	2単位	修了要件30単 位に含むこと はできない
	経営学基礎	2単位	
	租税法基礎	2単位	
	数量分析基礎	2単位	
	数量分析基礎演習	2単位	
	アカデミック・ライティングⅠ	2単位	
	アカデミック・ライティングⅡ	2単位	
	経済学・経営学基礎演習ⅠA	2単位	
	経済学・経営学基礎演習ⅠB	2単位	
	経済学・経営学基礎演習ⅡA	2単位	
	経済学・経営学基礎演習ⅡB	2単位	
	英語原典講読Ⅰ	2単位	
	英語原典講読Ⅱ	2単位	
	英語原典講読Ⅲ	2単位	
	英語原典講読Ⅳ	2単位	
	Tutorial SeminarⅠA	2単位	
	Tutorial SeminarⅠB	2単位	
	Tutorial SeminarⅡA	2単位	
	Tutorial SeminarⅡB	2単位	
国 際 科 目	日本研究特論Ⅰ	2単位	専門科目22単 位に4単位まで 含むことができ る
	日本研究特論Ⅱ	2単位	
	アジア研究特論Ⅰ	2単位	
	アジア研究特論Ⅱ	2単位	
	アメリカ研究特論Ⅰ	2単位	
	アメリカ研究特論Ⅱ	2単位	
	地域経済研究特論Ⅰ	2単位	
	地域経済研究特論Ⅱ	2単位	
	異文化コミュニケーション研究Ⅰ	2単位	
	異文化コミュニケーション研究Ⅱ	2単位	
	International Development Economics	2単位	
	Japanese Trade and Foreign Direct Investment	2単位	

	Japan and Regional Cooperation and Integration in Asia	2単位	
	Globalization and International Business	2単位	
	Comparative Institutional Analysis and Economic Policy Development in Japan	2単位	
	Japanese Management and Business Leaders	2単位	
	Japanese People and Its Culture	2単位	
	Japan and Asia	2単位	
特別研究	特別研究ⅠA	2単位	必修8単位
	特別研究ⅠB	2単位	
	特別研究ⅡA	2単位	
	特別研究ⅡB	2単位	
	Thesis Research and WritingⅠA	2単位	
	Thesis Research and WritingⅠB	2単位	
	Thesis Research and WritingⅡA	2単位	
	Thesis Research and WritingⅡB	2単位	

別表Ⅰ-5 (第44条関係)

経済研究科 経営学専攻(修士課程)の授業科目及び単位

	授業科目の名称	単位	修了必要単位
専門科目	経営管理研究Ⅰ	2単位	22単位
	経営管理研究Ⅱ	2単位	
	経営情報科学研究	2単位	
	会計理論研究Ⅰ	2単位	
	会計理論研究Ⅱ	2単位	
	日本経営史研究	2単位	
	国際経営研究	2単位	
	開発経営研究Ⅰ	2単位	
	開発経営研究Ⅱ	2単位	
	マーケティング研究	2単位	
	グローバル・マーケティング研究	2単位	
	財務管理研究Ⅰ	2単位	
	財務管理研究Ⅱ	2単位	
	租税法研究Ⅰ(所得税)	2単位	
	租税法研究Ⅱ(法人税)	2単位	
	租税法研究Ⅲ(消費税)	2単位	
	租税法特論	2単位	
	企業法務研究Ⅰ(会社法)	2単位	
	企業法務研究Ⅱ(独禁法・消費者関連法)	2単位	
	企業法務研究Ⅲ(金融商品取引法)	2単位	
	リスクマネジメント研究Ⅰ	2単位	
	リスクマネジメント研究Ⅱ	2単位	
	ネットワーク管理研究Ⅰ	2単位	
	ネットワーク管理研究Ⅱ	2単位	
	インターネット・ビジネス研究Ⅰ	2単位	
	インターネット・ビジネス研究Ⅱ	2単位	
	ビジネスエシックス研究Ⅰ	2単位	
	ビジネスエシックス研究Ⅱ	2単位	
	経営研究特論Ⅰ	2単位	
	経営研究特論Ⅱ	2単位	
	経営研究特論Ⅲ	2単位	
	経営研究特論Ⅳ	2単位	
	人的資源管理研究Ⅰ	2単位	
	人的資源管理研究Ⅱ	2単位	
経営戦略研究	2単位		
経営組織研究	2単位		
Essentials of Microeconomics and Macroeconomics	2単位		
Quantitative Economic Analysis	2単位		
Research Methodology for Social Sciences	2単位		
Management and Organization in Japan	2単位		
Strategic Management of Japanese Corporation	2単位		

	Marketing and Japanese Corporations	2単位	
	Human Resource Management and Japanese Corporation	2単位	
	Japanese Accounting System and Financial Management	2単位	
	Corporate Governance and Business Ethics in Japan	2単位	
基礎科目	経済学基礎	2単位	修了要件30単位に含むことはできない
	経営学基礎	2単位	
	租税法基礎	2単位	
	数量分析基礎	2単位	
	数量分析基礎演習	2単位	
	アカデミック・ライティングⅠ	2単位	
	アカデミック・ライティングⅡ	2単位	
	経済学・経営学基礎演習ⅠA	2単位	
基礎科目	経済学・経営学基礎演習ⅠB	2単位	
	経済学・経営学基礎演習ⅡA	2単位	
	経済学・経営学基礎演習ⅡB	2単位	
	英語原典講読Ⅰ	2単位	
	英語原典講読Ⅱ	2単位	
	英語原典講読Ⅲ	2単位	
	英語原典講読Ⅳ	2単位	
	Tutorial SeminarⅠA	2単位	
国際科目	Tutorial SeminarⅠB	2単位	
	Tutorial SeminarⅡA	2単位	
	Tutorial SeminarⅡB	2単位	
	日本研究特論Ⅰ	2単位	専門科目22単位に4単位まで含むことができる
	日本研究特論Ⅱ	2単位	
	アジア研究特論Ⅰ	2単位	
	アジア研究特論Ⅱ	2単位	
	アメリカ研究特論Ⅰ	2単位	
	アメリカ研究特論Ⅱ	2単位	
	地域経済研究特論Ⅰ	2単位	
	地域経済研究特論Ⅱ	2単位	
	異文化コミュニケーション研究Ⅰ	2単位	
	異文化コミュニケーション研究Ⅱ	2単位	
	International Development Economics	2単位	
	Japanese Trade and Foreign Direct Investment	2単位	
	Japan and Regional Cooperation and Integration in Asia	2単位	
	Globalization and International Business	2単位	
	Comparative Institutional Analysis and Economic Policy Development in Japan	2単位	
Japanese Management and Business Leaders	2単位		
Japanese People and Its Culture	2単位		
Japan and Asia	2単位		
特別研究	特別研究ⅠA	2単位	必修8単位
	特別研究ⅠB	2単位	
	特別研究ⅡA	2単位	
	特別研究ⅡB	2単位	
	Thesis Research and WritingⅠA	2単位	
	Thesis Research and WritingⅠB	2単位	
	Thesis Research and WritingⅡA	2単位	
Thesis Research and WritingⅡB	2単位		

別表Ⅱ-1 (第44条関係)

言語教育研究科 日本語教育学専攻(博士課程)の授業科目及び単位

	授業科目の名称	単位	修了必要単位
言語学・日本語教育学	日本語学特殊研究(統語論)	4単位	8単位
	日本語教育学特殊研究(コミュニケーション教育研究)	4単位	
	第二言語教育学特殊研究(第二言語習得研究)	4単位	
	第二言語教育学特殊研究(語彙教育研究)	4単位	
	対照言語学特殊研究(日・東アジア諸言語)	4単位	

別表Ⅱ-2 (第44条関係)

言語教育研究科 比較文明文化専攻(博士課程)の授業科目及び単位

	授業科目の名称	単位	修了必要単位
比較文明文化・ 地域言語文化	比較文明文化・地域言語文化特殊研究Ⅰ	4単位	8単位
	比較文明文化・地域言語文化特殊研究Ⅱ	4単位	

別表Ⅱ-3 (第44条関係)

経済研究科 経済学・経営学専攻(博士課程)の授業科目及び単位

	授業科目の名称	単位	修了必要単位
経済分野	経済理論リサーチセミナーⅠ	4単位	8単位
	経済理論リサーチセミナーⅡ	4単位	
	経済政策リサーチセミナーⅠ	4単位	
	経済政策リサーチセミナーⅡ	4単位	
	経済史リサーチセミナーⅠ	4単位	
	経済史リサーチセミナーⅡ	4単位	
	ファイナンスリサーチセミナーⅠ	4単位	
	ファイナンスリサーチセミナーⅡ	4単位	
経営分野	経営管理リサーチセミナーⅠ	4単位	
	経営管理リサーチセミナーⅡ	4単位	
	経営戦略リサーチセミナーⅠ	4単位	
	経営戦略リサーチセミナーⅡ	4単位	
	マーケティングリサーチセミナーⅠ	4単位	
	マーケティングリサーチセミナーⅡ	4単位	
	経営史リサーチセミナーⅠ	4単位	
	経営史リサーチセミナーⅡ	4単位	



## 2. 麗澤大学学位規則

(平成 10 年 4 月 1 日制定)

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）、麗澤大学学則（以下「学則」という。）及び麗澤大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、麗澤大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

外国語学部		学士（文学）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
	経営学科	学士（経営学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

言語教育研究科	日本語教育学専攻	博士前期課程	修士（文学）
	比較文明文化専攻	博士前期課程	修士（文学）
	英語教育専攻	修士課程	修士（文学）
経済研究科	経済学専攻	修士課程	修士（経済学）
	経営学専攻	修士課程	修士（経営学）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

言語教育研究科	日本語教育学専攻	博士後期課程	博士（文学）
	比較文明文化専攻	博士後期課程	博士（文学）
経済研究科	経済学・経営学専攻	博士課程	博士（経済学又は経営学）

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士後期課程又は博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

(学位論文の提出)

第 6 条 第 4 条の学位授与に係る学位論文は、当該課程に 1 年以上在学し、所定の単位を 20 単位以上修得し、研究指導教員に必要な研究指導を受け、かつ、研究科委員会の認定を受けた者に限り提出することができる。ただし、優れた研究業績をあげた者で研究科委員会が認定したものについては、在学年数は問わないものとする。

2 第 5 条第 1 項の学位授与に係る学位論文は、当該課程に 2 年以上在学し、所定の単位を 4 単位以上修得し、研究指導教員に必要な研究指導を受け、かつ、研究科委員会の認定を受けた者に限り提出することができる。ただし、優れた研究業績をあげた者で研究科委員会が認定したものについては、1 年以上在学していれば提出できるものとする。

(申請方法及び申請書類)

第 7 条 修士又は博士の学位を受けようとする者は、所定の書類に学位論文を添え、研究科委員会に提出す

るものとする。学位論文の様式、部数及び提出期限は研究科において定める。ただし、大学院学則第 32 条第 2 項の規定が適用される者については、学位論文に代えて特定の課題についての研究の成果を添えるものとする。

- 2 修士の学位論文は、1 編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 3 博士の学位論文は、1 編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 4 第 5 条第 2 項の規定により博士の学位授与を申請する者は、前項に定めるもののほか、所定の学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）を納めなければならない。
- 5 本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者は、審査手数料を免除する。
- 6 第 2 項から第 4 項により提出された学位論文、参考となる資料及び既納の審査手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

（学位論文の審査）

第 8 条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によって行う。

- 2 修士論文の審査委員は、2 名以上で構成する。
- 3 博士論文の審査委員は、3 名以上で構成する。
- 4 審査のため必要があるときは、本学大学院の他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 5 審査のため必要があるときは、参考となる資料の提出を求めることができる。

（最終試験）

第 9 条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学問領域について、試問の方法によって行う。ただし、特定の課題研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 2 試問は、口頭による。ただし、筆記試問を併せて行うことができる。

（審査結果の報告）

第 10 条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に文書にて報告しなければならない。

（研究科委員会の審議及び報告）

第 11 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否を審議し、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 前項の審議に係る議決は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

（学位の授与）

第 12 条 修士又は博士の学位の授与については、研究科委員会の報告に基づき、大学院委員会の議を経て決定する。

- 2 前項の決定により、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者には、その旨を通知する。

（博士論文の要旨等の公表）

第 13 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、当該博士の学位に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

第 14 条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内に、その論文を本学が指定する方法で、インターネットを利用して公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者で、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

（学位の名称）

第 15 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位（専攻分野）（麗澤大学）と明記するものとする。

(学位授与の報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録するとともに、当該学位を授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は名誉をはずかしめる行為があったときは、学部教授会及び協議会又は研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表することができる。

2 学部教授会、協議会、研究科委員会及び大学院委員会において、前項の議決をするには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別に定める。

(事務の所管)

第19条 この規則に関する事務は、大学事務局教務グループ及び大学院グループが所管する。

(規則の改廃)

第20条 この規則の改廃は、学部教授会、研究科委員会、協議会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い、従前の麗澤大学大学院学位規則は廃止する。

3 本学大学院の博士後期課程を経ない者に対する学位の授与は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に対し同種類の学位を授与した後において取り扱うものとする。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から改定施行する。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から改定施行する。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から改定施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から改定施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から改定施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から改定施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から改定施行する。

2 ただし、平成19年度以前に国際経済学部に入学者及び平成23年度以前に国際経済研究科に入学者の学位に付記する専攻分野の名称は、改定後の第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

国際経済学部	国際経済学科		学士(経済学)
	国際経営学科		学士(経営学)
	国際産業情報学科		学士(産業情報学)
国際経済研究科	経済管理専攻	修士課程	修士(経済学又は経営学)
	政策管理専攻	修士課程	修士(経済学又は経営学)
	経済・政策管理専攻	博士課程	博士(経済学又は経営学)

1 この規則は、平成27年4月1日から改定施行する。

1 この規則は、平成29年4月1日から改定施行する。

### 3. 麗澤大学言語教育研究科の授業科目の履修及び単位認定に関する規程

(平成8年4月1日制定)

最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第44条第2項の規定に基づき、言語教育研究科の授業科目の履修及び単位認定について定めることを目的とする。

(修了要件)

第2条 博士前期課程・修士課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、英語教育専攻の学生は、所定の授業科目を38単位以上修得し、かつ、研究成果報告書の審査をもって、修士の学位論文の審査及び最終試験に代えることができる。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(指導教員)

第3条 博士前期課程・修士課程の学生は、入学後定められた期日までに、特別研究を担当する専任教員の中から指導教員を選ばなければならない。又学生は、指導教員の下承を得て、適宜、大学院担当の専任教員の中から副指導教員を選び指導を受けることができる。

2 博士後期課程の学生は、入学後の履修登録までに、研究指導を担当する専任教員の中から指導教員を選ばなければならない。

3 学生は、授業科目の履修、日常の研究及び学位論文の執筆にあたり、指導教員の指導を受けなければならない。

4 やむを得ない事情があると認められる場合を除き、指導教員を変更することはできない。

(博士前期課程・修士課程の授業科目の履修方法)

第4条 日本語教育学専攻博士前期課程の授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

(1) 授業科目名に「Ⅰ」「Ⅱ」等のローマ数字を含むものについては、順次に履修することを原則とする。「Ⅱ」を履修する場合は、「Ⅰ」の単位を修得することが必要となる。

(2) 基礎科目は、別表Ⅰに掲げる授業科目より8単位を履修するものとし、「Ⅱ」を2単位以上含むものとする。

ただし、この8単位には、他専攻の基礎科目を2単位まで含むことを認める。

(3) 専門科目（言語学、日本語教育学、対照言語学、共通専門科目）は、別表Ⅱに掲げる授業科目より16単位を履修するものとする。ただし、言語学、日本語教育学、対照言語学より8単位以上を履修するものとする。また、他専攻の専門科目を6単位まで含むことができる。なお、この6単位には、経済研究科修士課程の国際科目の中から2単位を含むことができるものとする。共通専門科目のアカデミック・ライティングA・Bは含むことはできない。

(4) 特別研究科目は、別表Ⅲに掲げる授業科目の必修6単位とし、1年次より継続履修することを原則とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた者については、1年次にすべての履修を許可することができる。

2 比較文明文化専攻博士前期課程の授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

(1) 授業科目名に「Ⅰ」「Ⅱ」等のローマ数字を含むものについては、順次に履修することを原則とする。「Ⅱ」を履修する場合は、「Ⅰ」の単位を修得することが必要となる。

(2) 基礎科目は、別表Ⅳに掲げる授業科目より8単位を履修するものとする。ただし、この8単位には、他専攻の基礎科目を2単位まで含むことを認める。

(3) 専門科目（比較文明文化、地域言語文化、共通専門科目）は、別表Ⅴに掲げる授業科目より16単位を履修するものとする。ただし、比較文明文化、地域言語文化より8単位以上を履修するものとする。また、他専攻の専門科目を6単位まで含むことができる。なお、この6単位には、経済研究科修士課程の国際科目の中から4単位を含むことができるものとする。共通専門科目のアカデミック・ライティングA・Bは含むことはできない。

(4) 特別研究科目は、別表Ⅵに掲げる授業科目の必修6単位とし、1年次より継続履修することを原則とする。

とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた者については、1年次にすべての履修を許可することがある。

3 英語教育専攻修士課程の授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 授業科目名に「Ⅰ」「Ⅱ」等のローマ数字を含むものについては、順次に履修することを原則とする。「Ⅱ」を履修する場合は、「Ⅰ」の単位を修得することが必要となる。
- (2) 基礎科目は、別表Ⅶに掲げる授業科目より8単位を履修するものとする。ただし、この8単位には、他専攻の基礎科目を2単位まで含むことを認めることができる。
- (3) 専門科目（英語学、英語教育学、コミュニケーション学、共通専門科目）は、別表Ⅷに掲げる授業科目より16単位（修士の学位論文を提出しない者は24単位）を履修するものとする。ただし、英語学、英語教育学、コミュニケーション学より8単位以上を履修するものとする。また、他専攻の専門科目を合計6単位まで含むことができる。なお、この6単位には、経済研究科修士課程の国際科目の中から2単位を含むことができるものとする。共通専門科目のアカデミック・ライティングA・Bは含むことはできない。
- (4) 特別研究科目は、別表Ⅸに掲げる授業科目の必修6単位とし、1年次より継続履修することを原則とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた者については、1年次にすべての履修を許可することがある。

（博士後期課程の授業科目等の履修方法）

第4条の2 日本語教育学専攻博士後期課程の授業科目の履修方法は、別表Ⅹに掲げる授業科目より2科目8単位を履修するものとする。

2 比較文明文化専攻博士後期課程の授業科目の履修方法は、別表Ⅺに掲げる授業科目より2科目8単位を履修するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、1年次から継続して同一の指導教員による研究指導を受けるものとする。

第5条～第6条 削除

（教職に関する科目）

第7条 教職に関する科目の履修方法は、「麗澤大学大学院の教職に関する科目の履修規程」による。

（履修科目の登録）

第8条 授業科目の履修にあたっては、定められた期日までに履修登録をしなければならない。

（単位認定）

第9条 学生が履修した授業科目のうち、合格した科目については、研究科委員会の認定を経て、所定の単位が与えられる。

2 大学院学則第45条の規定により、学生が他大学院（外国を含む。）で履修した授業科目の単位の認定については、前項の規定を準用する。

（他の大学院における授業科目の履修）

第10条 大学院学則第46条の規定により、博士前期課程・修士課程の学生が入学前に大学院において修得した単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）は、研究科委員会が適当と認めた場合には、10単位を超えない範囲で、これを研究科所定の単位として認定することができる。

2 前項に規定された単位認定は、学生が入学した年度の当初に研究科委員会の議を経てこれを行う。

（単位認定の時期）

第11条 単位の認定は学期ごとに行うことを原則とする。ただし、2学期にわたる授業科目は、その科目の終了する学期末に行う。

（成績評価）

第12条 成績評価は、S、A、B、C、D、Eの6段階とし、S、A、B、Cを合格とする。

2 成績評価のS、A、B、C、D、Eは、次の表に基づくものとする。

評価	取得点数	評価	取得点数	評価	取得点数
S	100～90	A	89～80	B	79～70
C	69～60	D	59～40	E	39～0

3 大学院学則第45条及び第46条の規定に基づき認定した単位については、第1項の表記によらず、T

(Transfer)表記とする。

- 4 研究科委員会において認定した単位については、第1項の表記によらず、P (Pass)表記とする。  
(学位授与の要件)

第13条 学位授与の要件については、麗澤大学学位規則の定めるところによる。  
(追試験・追試験料)

第14条 やむを得ない事由で単位認定に必要な試験を受けられない者のために、追試験を行うことがある。  
追試験を希望するときは、あらかじめその理由を証明する文書を添付した「追試験願」を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 追試験料は、1科目につき1,000円とする。  
(事務の所管)

第15条 この規程に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。  
(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成10年4月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、平成12年4月1日から改定施行する。
- 4 この規則は、平成13年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成15年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成16年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成19年4月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、平成20年4月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、平成21年4月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。
- 12 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 13 この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。
- 14 この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。
- 15 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 16 この規程は、平成28年4月1日から改定施行する。
- 17 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

別表 I

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位
基礎科目	言語学原論 I	2	講義	1	8 単位 IIは2単位以上必修。 他専攻の基礎科目を 2単位まで含むこと ができる。
	言語学原論 II	2	講義	1	
	日本語学概論 I	2	講義	1	
	日本語学概論 II	2	講義	1	
	日本語教育学概論 I	2	講義	1	
	日本語教育学概論 II	2	講義	1	
	第二言語教育学原論 I	2	講義	1	
	第二言語教育学原論 II	2	講義	1	

別表 II

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位	
専門科目	言語学	音声学・音韻論 A	2	講義	1～2	16 単位 ただし、言語学、日本 語教育学、対照言語学 より8単位以上を履 修するものとする。 また、他専攻の専門科
		音声学・音韻論 B	2	講義	1～2	
		形態論・統語論 A	2	講義	1～2	
		形態論・統語論 B	2	講義	1～2	
		意味論・語用論 A	2	講義	1～2	
		意味論・語用論 B	2	講義	1～2	

専 門 科 目		ことばのバリエーション	2	講義	1～2	目を6単位までを含むことができる。 なお、この6単位には、経済研究科修士課程の国際科目の中から2単位を含むことができる。 共通専門科目のアカデミック・ライティングA・Bは含むことはできない。
		ことばと社会・文化	2	講義	1～2	
		コーパス言語学	2	演習	1～2	
		認知言語学	2	講義	1～2	
	日本語教育学	海外日本語教育実習	2	演習	2	
		言語習得論と日本語教授法A	2	演習	1～2	
		言語習得論と日本語教授法B	2	演習	1～2	
		コミュニケーションと日本語教育A	2	演習	1～2	
		コミュニケーションと日本語教育B	2	演習	1～2	
	対照言語学	対照言語学概論	2	演習	1～2	
		対照言語学(日・韓)	2	演習	1～2	
		対照言語学(日・中)	2	演習	1～2	
		対照言語学(日・東南アジア諸言語)	2	演習	1～2	
		対照言語学(日・英)	2	演習	1～2	
		対照言語学(日・独)	2	演習	1～2	
	共通専門科目	アカデミック・スキルズ	2	講義	1	
		アカデミック・ライティングA	2	講義	2	
		アカデミック・ライティングB	2	講義	2	
		言語技術概説A	2	講義	1～2	
		言語技術概説B	2	講義	1～2	
情報処理概論		2	講義	1		
情報処理研究A		2	講義	1～2		
情報処理研究B		2	講義	1～2		
教育・心理統計演習A		2	演習	1～2		
教育・心理統計演習B		2	演習	1～2		
言語テスト論		2	講義	1～2		
言語文化研究A(東アジア)		2	講義	1～2		
言語文化研究B(東南アジア)		2	講義	1～2		

別表Ⅲ

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位
特別研究	日本語教育学特別研究Ⅰ	2	演習	1	6単位
	日本語教育学特別研究Ⅱ	2	演習	2	
	日本語教育学特別研究Ⅲ	2	演習	2	

別表Ⅳ

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位
基礎科目	比較文明学原論A	2	講義	1	8単位 他専攻の基礎科目を2単位まで含むことができる。
	比較文明学原論B	2	講義	1	
	比較文化学原論A	2	講義	1	
	比較文化学原論B	2	講義	1	
	地域研究原論A	2	講義	1	
	地域研究原論B	2	講義	1	

別表Ⅴ

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位	
専 門 科 目	比較 文明 文化	比較思想研究	2	講義	1～2	16単位 ただし、比較文明文化、地域言語文化より8単位以上を履修するものとする。 また、他専攻の専門科目を6単位までを含むことができる。
		比較宗教研究	2	講義	1～2	
		比較倫理研究	2	講義	1～2	
		比較文学研究	2	講義	1～2	
		比較社会研究	2	講義	1～2	
		比較観光研究	2	講義	1～2	
		比較政治研究	2	講義	1～2	

専 門 科 目	地域言語文化	比較環境研究	2	講義	1～2	なお、この6単位には、経済研究科修士課程の国際科目の中から4単位を含むことができる。共通専門科目のアカデミック・ライティングA・Bは含むことはできない。
		英米言語文化演習	2	演習	1～2	
		英米地域文化演習	2	演習	1～2	
		ドイツ言語文化演習	2	演習	1～2	
		ドイツ地域文化演習	2	演習	1～2	
		日本言語文化演習	2	演習	1～2	
		日本地域文化演習	2	演習	1～2	
		中国言語文化演習	2	演習	1～2	
		中国地域文化演習	2	演習	1～2	
		共通専門科目	アカデミック・スキルズ	2	講義	
	アカデミック・ライティングA		2	講義	2	
	アカデミック・ライティングB		2	講義	2	
	言語技術概説A		2	講義	1～2	
	言語技術概説B		2	講義	1～2	
	情報処理概論		2	講義	1	
	情報処理研究A		2	講義	1～2	
	情報処理研究B		2	講義	1～2	
	教育・心理統計演習A		2	演習	1～2	
	教育・心理統計演習B		2	演習	1～2	
	言語テスト論	2	講義	1～2		
言語文化研究A（東アジア）	2	講義	1～2			
言語文化研究B（東南アジア）	2	講義	1～2			

別表VI

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位
特別研究	比較文明文化特別研究Ⅰ	2	演習	1	6単位
	比較文明文化特別研究Ⅱ	2	演習	2	
	比較文明文化特別研究Ⅲ	2	演習	2	

別表VII

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位
基礎科目	英語学原論A	2	講義	1	8単位 他専攻の基礎科目を2単位まで含むことができる。
	英語学原論B	2	講義	1	
	英語教育学原論Ⅰ	2	講義	1	
	英語教育学原論Ⅱ	2	講義	1	
	Intercultural Communication TheoryⅠ	2	講義	1	
	Intercultural Communication TheoryⅡ	2	講義	1	

別表VIII

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位	
専 門 科 目	英語学	英語の文法現象A	2	講義	1～2	16単位 (修士論文を提出しない場合は24単位) ただし、言語学、日本語教育学、対照言語学より8単位以上を履修するものとする。また、他専攻の専門科目を6単位までを含むことができる。なお、この6単位には、
		英語の文法現象B	2	講義	1～2	
		口語英文法研究A	2	講義	1～2	
		口語英文法研究B	2	講義	1～2	
		英語意味論・語用論A	2	講義	1～2	
		英語意味論・語用論B	2	講義	1～2	
		英語音声学・音韻論A	2	講義	1～2	
		英語音声学・音韻論B	2	講義	1～2	
		英語歴史言語学A	2	講義	1～2	
		英語歴史言語学B	2	講義	1～2	
		英語コーパス言語学	2	講義	1～2	
		英語社会言語学A	2	講義	1～2	
		英語社会言語学B	2	講義	1～2	
		第二言語習得研究A	2	講義	1～2	



専 門 科 目	第二言語習得研究B 英語教授法研究A 英語教授法研究B メディア・スタディーズA メディア・スタディーズB	2	講義	1～2	経済研究科修士課程の国際科目の中から2単位を含むことができる。共通専門科目のアカデミック・ライティングA・Bは含むことはできない。	
		2	講義	1～2		
		2	講義	1～2		
		2	講義	1～2		
		2	講義	1～2		
	コミュニケーション学	Intercultural Communication Research A	2	講義		1～2
		Intercultural Communication Research B	2	講義		1～2
		Research Writing and Presentation A	2	講義		1～2
		Research Writing and Presentation B	2	講義		1～2
		Interpersonal Communication A	2	講義		1～2
	共通専門科目	Interpersonal Communication B	2	講義		1～2
		アカデミック・スキルズ	2	講義		1
		アカデミック・ライティングA	2	講義		2
		アカデミック・ライティングB	2	講義		2
		言語技術概説A	2	講義		1～2
		言語技術概説B	2	講義		1～2
		情報処理概論	2	講義		1
		情報処理研究A	2	講義		1～2
		情報処理研究B	2	講義		1～2
教育・心理統計演習A		2	演習	1～2		
教育・心理統計演習B		2	演習	1～2		
言語テスト論		2	講義	1～2		
言語文化研究A（東アジア）		2	講義	1～2		
言語文化研究B（東南アジア）		2	講義	1～2		

別表IX

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位
特別研究	英語教育特別研究Ⅰ	2	演習	1	6単位
	英語教育特別研究Ⅱ	2	演習	2	
	英語教育特別研究Ⅲ	2	演習	2	

別表X

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位
本 言 語 教 育 ・ 学 日	日本語学特殊研究(統語論)	4	講義	1～2	2科目8単位
	日本語教育学特殊研究(コミュニケーション教育研究)	4	講義	1～2	
	第二言語教育学特殊研究(第二言語習得研究)	4	講義	1～2	
	第二言語教育学特殊研究(語彙教育研究)	4	講義	1～2	
	対照言語学特殊研究(日・東アジア諸言語)	4	講義	1～2	

別表XI

分類	授業科目	単位	区分	年次	修了必要単位
地 域 較 言 語 文 化 ・ 文 化	比較文明文化・地域言語文化特殊研究Ⅰ	4	講義	1	8単位
	比較文明文化・地域言語文化特殊研究Ⅱ	4	講義	2	

## 4. 麗澤大学経済研究科の授業科目の履修及び単位認定に関する規程

(平成24年4月1日制定)

最近改訂 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第44条第2項の規定に基づき、経済研究科の授業科目の履修及び単位認定について定めることを目的とする。

(修了要件)

第2条 修士課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(指導教員)

第3条 修士課程の学生は、入学後定められた期日までに、特別研究を担当する専任教員の中から指導教員を選ばなければならない。

2 博士課程の学生は、入学後の履修登録までに、研究指導を担当する専任教員の中から指導教員を選ばなければならない。博士課程の学生は、希望すれば専任教員の中から副指導教員を選び指導を受けることができる。

3 研究科の学生（以下「学生」という。）は、授業科目の履修、日常の研究及び学位論文の執筆にあたり、指導教員の指導を受けなければならない。

4 研究指導教員が決定した時から指導を受けるものとする。

5 やむを得ない事情があると認められる場合を除き、指導教員を変更することはできない。

(修士課程の授業科目の履修方法)

第4条 修士課程の授業科目の履修方法は次のとおりとする。

2 専門科目は、別表Ⅰに掲げる授業科目より22単位を履修するものとする。ただし、他専攻の専門科目を10単位まで含むことができる。また、この10単位には別表Ⅲに掲げる国際科目及び別に指定する他研究科開講科目を4単位までを含めることができる。

3 基礎科目は、別表Ⅱに掲げる授業科目より指導教員が指定する科目を履修するものとする。ただし、修了要件30単位には含めることはできない。

4 特別研究科目は、別表Ⅳに掲げる授業科目の必修8単位とし1学期に1科目を順次に履修することを原則とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた者については、1学期に複数科目の履修を許可することがある。

5 前3項の規定にかかわらず、「International Program for Public Policy, Finance and Business」の履修方法は、別に定める。

(博士課程の授業科目等の履修方法)

第5条 博士課程の授業科目の履修方法は、別表Ⅴに掲げる授業科目より8単位を履修するものとする。

2 研究指導については、1年次から継続して同一の指導教員の指導を受けるものとする。

(教職に関する科目)

第6条 教職に関する科目の履修方法は、「麗澤大学大学院の教職に関する科目の履修規程」による。

(学部授業科目の履修)

第7条 研究指導教員の指導に基づき経済学部の授業科目の履修を認める。ただし、修得した単位は修了要件の30単位には含めない。

(履修科目の登録)

第8条 授業科目の履修にあたっては、定められた期日までに履修登録をしなければならない。

(単位認定)

第9条 学生が履修した授業科目のうち、合格した科目については、研究科委員会の認定を経て、所定の単位が与えられる。

2 大学院学則第45条の規定により、学生が他大学院（外国を含む。）で履修した授業科目の単位の認定については、前項の規定を準用する。

(他の大学院における授業科目の履修)

第10条 大学院学則第46条の規定により、修士課程の学生が入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)は、研究科委員会が適当と認めた場合には、10単位を超えない範囲で、これを研究科所定の単位として認定することができる。

2 前項に規定する単位認定は、学生が入学した年度の当初に研究科委員会の議を経てこれを行う。

(単位認定の時期)

第11条 単位の認定は学期ごとに行うことを原則とする。ただし、2学期にわたる授業科目は、その科目の終了する学期末に行う。

(成績評価)

第12条 成績評価は、S、A、B、C、D、Eの6段階とし、S、A、B、Cを合格とする。

2 成績評価のS、A、B、C、D、Eは、次の表に基づくものとする。

評価	取得点数	評価	取得点数	評価	取得点数
S	100 ~ 90	A	89 ~ 80	B	79 ~ 70
C	69 ~ 60	D	59 ~ 40	E	39 ~ 0

3 大学院学則第45条及び第46条の規定に基づき認定した単位については、第1項の表記によらず、T (Transfer)表記とする。

4 研究科委員会において認定した単位については、第1項の表記によらず、P (Pass)表記とする。

(学位授与の要件)

第13条 学位授与の要件については、麗澤大学学位規則の定めるところによる。

(追試験・追試験料)

第14条 やむを得ない事由で単位認定に必要な試験を受けられない者のために、追試験を行うことがある。

追試験を希望するときは、あらかじめその理由を証明する文書を添付した「追試験願」を提出し、許可を受けなければならない。

2 追試験料は、1科目につき1,000円とする。

(事務の所管)

第15条 この規程に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。

3 この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。

4 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。

5 この規程は、平成28年4月1日から改定施行する。

6 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

別表 I—1 修士課程（経済学専攻・専門科目）

	授業科目	単位	授業科目	単位	修了必要単位
専 門 科 目	ミクロ経済学研究	2	環境政策研究	2	22単位 国際科目及び 他研究科開講 科目4単位を 含めて、他専攻 の専門科目を 10単位まで履 修することができる。
	マクロ経済学研究	2	社会情報システム研究Ⅰ	2	
	計量経済学研究Ⅰ	2	社会情報システム研究Ⅱ	2	
	計量経済学研究Ⅱ	2	労働経済研究	2	
	数量分析研究	2	都市経済研究	2	
	国際経済研究Ⅰ	2	開発経済研究Ⅰ	2	
	国際経済研究Ⅱ	2	開発経済研究Ⅱ	2	
	金融研究Ⅰ	2	国際公共政策特論Ⅰ	2	
	金融研究Ⅱ	2	国際公共政策特論Ⅱ	2	
	財政学研究Ⅰ	2	Essentials of Microeconomics and Macroeconomics	2	
	財政学研究Ⅱ	2	Quantitative Economic Analysis	2	
	現代日本経済史研究	2	Research Methodology for Social Sciences	2	
	西洋経済史研究Ⅰ	2	Public Finance and Fiscal Policy in Japan	2	
	西洋経済史研究Ⅱ	2	Labor Economics and Japanese Labor Policy	2	
	不動産経済研究	2	Regional and Urban Economics and Japanese Development Policy	2	
	不動産ファイナンス研究	2	Business and Government Policy in Japan	2	
	ファイナンス工学研究Ⅰ	2	Environmental Economics and Japanese Environmental Policy	2	
	ファイナンス工学研究Ⅱ	2	Economic Policy and Policy Evaluation	2	
	コーポレートファイナンス研究Ⅰ	2	Quantitative Economic Analysis of International Economic Policy	2	
	コーポレートファイナンス研究Ⅱ	2	Financial Market and Banks in Japan	2	
	ファイナンス理論研究	2	Financial Theory and Japanese Monetary Policy	2	
	金融リスク管理研究	2	Credit and Financial Risk	2	
	金融市場研究Ⅰ	2	Portfolio Theory and Investment Science	2	
	金融市場研究Ⅱ	2	Property Development	2	
	経済政策研究Ⅰ	2	Corporate and Small Business Finance	2	
	経済政策研究Ⅱ	2			

I—2 修士課程（経営学専攻・専門科目）

	授業科目	単位	授業科目	単位	修了必要単位
専 門 科 目	経営管理研究Ⅰ	2	ネットワーク管理研究Ⅰ	2	22単位 国際科目及び 他研究科開講 科目4単位を 含めて、他専攻 の専門科目を 10単位まで履 修することができる。
	経営管理研究Ⅱ	2	ネットワーク管理研究Ⅱ	2	
	経営情報科学研究	2	インターネット・ビジネス研究Ⅰ	2	
	会計理論研究Ⅰ	2	インターネット・ビジネス研究Ⅱ	2	
	会計理論研究Ⅱ	2	ビジネスエシックス研究Ⅰ	2	
	日本経営史研究	2	ビジネスエシックス研究Ⅱ	2	
	国際経営研究	2	経営研究特論Ⅰ	2	
	開発経営研究Ⅰ	2	経営研究特論Ⅱ	2	
	開発経営研究Ⅱ	2	経営研究特論Ⅲ	2	
	マーケティング研究	2	経営研究特論Ⅳ	2	
	グローバル・マーケティング研究	2	人的資源管理研究Ⅰ	2	
	財務管理研究Ⅰ	2	人的資源管理研究Ⅱ	2	
	財務管理研究Ⅱ	2	経営戦略研究	2	
	租税法研究Ⅰ（所得税）	2	経営組織研究	2	
	租税法研究Ⅱ（法人税）	2	Essentials of Microeconomics and Macroeconomics	2	
	租税法研究Ⅲ（消費税）	2	Quantitative Economic Analysis	2	
	租税法特論	2	Research Methodology for Social Sciences	2	
	企業法務研究Ⅰ（会社法）	2	Management and Organization in Japan	2	
	企業法務研究Ⅱ（独禁法・消費者関連法）	2	Strategic Management of Japanese Corporation	2	
	企業法務研究Ⅲ（金融商品取引法）	2	Marketing and Japanese Corporations	2	
	リスクマネジメント研究Ⅰ	2	Human Resource Management and Japanese Corporation	2	
	リスクマネジメント研究Ⅱ	2	Japanese Accounting System and Financial Management	2	
			Corporate Governance and Business Ethics in Japan	2	

別表Ⅱ 修士課程（基礎科目）

	授業科目	単位	授業科目	単位	修了必要単位
基礎科目	経済学基礎	2	経済学・経営学基礎演習ⅡA	2	修了要件30単位に含むことはできない。
	経営学基礎	2	経済学・経営学基礎演習ⅡB	2	
	租税法基礎	2	英語原典講読Ⅰ	2	
	数量分析基礎	2	英語原典講読Ⅱ	2	
	数量分析基礎演習	2	英語原典講読Ⅲ	2	
	アカデミック・ライティングⅠ	2	英語原典講読Ⅳ	2	
	アカデミック・ライティングⅡ	2			
	経済学・経営学基礎演習ⅠA	2			
	経済学・経営学基礎演習ⅠB	2			

別表Ⅲ 修士課程（国際科目）

	授業科目	単位	授業科目	単位	修了必要単位
国際科目	日本研究特論Ⅰ	2	International Development Economics	2	専門科目22単位に4単位まで含むことができる。ただし、この4単位には別に指定する他研究科開講科目を含むものとする。
	日本研究特論Ⅱ	2	Japanese Trade and Foreign Direct Investment	2	
	アジア研究特論Ⅰ	2	Japan and Regional Cooperation and Integration in Asia	2	
	アジア研究特論Ⅱ	2	Globalization and International Business	2	
	アメリカ研究特論Ⅰ	2	Comparative Institutional Analysis and	2	
	アメリカ研究特論Ⅱ	2	Economic Policy Development in Japan	2	
	地域経済研究特論Ⅰ	2	Japanese Management and Business Leaders	2	
	地域経済研究特論Ⅱ	2	Japanese People and Its Culture	2	
	異文化コミュニケーション研究Ⅰ	2	Japan and Asia	2	
	異文化コミュニケーション研究Ⅱ	2			

別表Ⅳ 修士課程（特別研究）

	授業科目	単位	修了必要単位
特別研究	特別研究ⅠA	2	8単位
	特別研究ⅠB	2	
	特別研究ⅡA	2	
	特別研究ⅡB	2	

別表Ⅴ 博士課程（経済学・経営学専攻）

	授業科目	単位	修了必要単位
経済分野	経済理論リサーチセミナーⅠ	4	2科目8単位
	経済理論リサーチセミナーⅡ	4	
	経済政策リサーチセミナーⅠ	4	
	経済政策リサーチセミナーⅡ	4	
	経済史リサーチセミナーⅠ	4	
	経済史リサーチセミナーⅡ	4	
	ファイナンスリサーチセミナーⅠ	4	
	ファイナンスリサーチセミナーⅡ	4	
経営分野	経営管理リサーチセミナーⅠ	4	
	経営管理リサーチセミナーⅡ	4	
	経営戦略リサーチセミナーⅠ	4	
	経営戦略リサーチセミナーⅡ	4	
	マーケティングリサーチセミナーⅠ	4	
	マーケティングリサーチセミナーⅡ	4	
	経営史リサーチセミナーⅠ	4	
	経営史リサーチセミナーⅡ	4	

## 麗澤大学経済研究科修士課程「International Program for Public Policy, Finance and Business」に関する履修細則

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日最近改定

(目的)

第 1 条 この細則は、麗澤大学経済研究科の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第 4 条第 5 項の規定に基づき、「International Program for Public Policy, Finance and Business」(以下「International Program」という。)の履修及び単位認定等について定めることを目的とする。

(コース)

第 2 条 International Program に次のコースを設置し、学生はいずれか 1 つのコースを選択し、そのコースの教育課程に従って授業科目を履修するものとする。

- (1) 公共政策コース (経済学専攻)
- (2) ファイナンスコース (経済学専攻)
- (3) 経営学コース (経営学専攻)

(授業科目の科目区分)

第 3 条 前条の各コースに開設する授業科目は専門科目、国際科目、特別研究及び基礎科目に区分する。

- 2 経済学専攻の専門科目は、基礎専門科目、公共政策及びファイナンスに区分する。
- 3 経営学専攻の専門科目は、基礎専門科目及び経営学に区分する。
- 4 国際科目は、グローバル経済・経営及び日本研究に区分する。

(授業科目の履修方法)

第 4 条 授業科目の履修方法は、別表に掲げた授業科目より選択し、次のとおりとする。

- 2 公共政策コースは、基礎専門科目 6 単位、公共政策 8 単位、グローバル経済・経営 4 単位、日本研究 4 単位、特別研究 8 単位を履修するものとする。
- 3 ファイナンスコースは、基礎専門科目 6 単位、ファイナンス 8 単位、グローバル経済・経営 4 単位、日本研究 4 単位、特別研究 8 単位を履修するものとする。
- 4 経営学コースは、基礎専門科目 2 単位、経営学 8 単位、日本研究 4 単位、特別研究 8 単位、別表のその他の科目から 8 単位を履修するものとする。
- 5 特別研究は、1 学期に 1 科目を順次に履修することを原則とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた者については、1 学期に複数科目の履修を許可することがある。
- 6 研究指導上の必要性から、基礎科目を履修させることがある。ただし、基礎科目で修得した単位は、修了要件に含めることはできない。

(事務の所管)

第 5 条 この細則に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(細則の改廃)

第 6 条 この細則の改廃は、経済研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

別表

	区分	授業科目	単位	修了必要単位
経済学専攻 専門科目	門 基 科 礎 目 専	Essentials of Microeconomics and Macroeconomics	2	14単位  公共政策コースは 基礎専門科目6単 位、公共政策8単 位、ファイナンス コースは基礎専門 科目6単位、ファイ ナンス8単位
		Quantitative Economic Analysis	2	
		Research Methodology for Social Sciences	2	
	公 共 政 策	Public Finance and Fiscal Policy in Japan	2	
		Labor Economics and Japanese Labor Policy	2	
		Regional and Urban Economics and Japanese Development Policy	2	
		Business and Government Policy in Japan	2	
		Environmental Economics and Japanese Environmental Policy	2	
		Economic Policy and Policy Evaluation	2	
	フ ア イ ナ ン ス	Quantitative Economic Analysis of International Economic Policy	2	
		Financial Market and Banks in Japan	2	
		Financial Theory and Japanese Monetary Policy	2	
Credit and Financial Risk		2		
Portfolio Theory and Investment Science		2		
Property Development		2		
Corporate and Small Business Finance	2			
経営学専攻 専門科目	門 基 科 礎 目 専	Essentials of Microeconomics and Macroeconomics	2	10単位  経営学コースは基 礎専門科目2単位、 経営学8単位
		Quantitative Economic Analysis	2	
		Research Methodology for Social Sciences	2	
	経 営 学	Management and Organization in Japan	2	
		Strategic Management of Japanese Corporation	2	
		Marketing and Japanese Corporations	2	
		Human Resource Management and Japanese Corporation	2	
		Japanese Accounting System and Financial Management	2	
		Corporate Governance and Business Ethics in Japan	2	
		経 済 ・ 経 営 グ ロ ー バ ル	International Development Economics	
Japanese Trade and Foreign Direct Investment	2			
Japan and Regional Cooperation and Integration in Asia	2			
Globalization and International Business	2			
国 際 科 目	日 本 研 究	Comparative Institutional Analysis and Economic Policy Development in Japan	2	4単位
		Japanese Management and Business Leaders	2	
		Japanese People and Its Culture	2	
		Japan and Asia	2	
			2	
特 別 研 究	Thesis Research and Writing I A	2	8単位	
	Thesis Research and Writing I B	2		
	Thesis Research and Writing II A	2		
	Thesis Research and Writing II B	2		
基 礎 科 目	Tutorial Seminar I A	2	修了要件に含むこ とはできない。	
	Tutorial Seminar I B	2		
	Tutorial Seminar II A	2		
	Tutorial Seminar II B	2		
		2		

## 5. 麗澤大学大学院学生の留学に関する規程

(平成8年4月1日制定)  
最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学大学院学則第25条第4項の規定に基づき、大学院学生（以下学生という）の留学に関する事項について定める。

(留学先)

第2条 留学を認める外国の大学院またはこれに準ずる研究機関は、本学の提携大学院とする。ただし、学生の希望に基づき研究科委員会が認定した機関については、留学を認めることがある。

(留学資格)

第3条 留学を認められる学生は、原則として指導教員の推薦を得られる者とする。

(単位認定)

第4条 留学中に履修した科目の単位認定は研究科委員会の議を経て行い、認定された単位については、「授業科目の履修および単位認定に関する規則」（言語教育研究科第12条第3項、経済研究科第12条第3項）によって表記する。

(定めのない事項)

第5条 この規程に定めのない事項および細目については、研究科委員会の議を経て定める。

(事務の所管)

第6条 この規程に関する事務は、大学事務局大学院グループ及び国際交流グループが所管する。

(規則の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。

付 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

## 6. 麗澤大学大学院の教職に関する科目の履修規程

(平成8年4月1日制定)  
最近改正 平成29年4月1日

(準拠)

第1条 この規程は麗澤大学大学院学則第49条第4項の規定に基づき、教育職員免許状取得に必要な単位の履修方法等について定めることを目的とする。

(基礎資格)

第2条 教育職員専修免許状取得に必要な資格は、取得しようとする免許状の一種免許状を取得している者に限る。

(免許状の種類および免許教科)

第3条 教育職員専修免許状取得の種類および免許状の教科は次のとおりとする。

研究科と専攻	免許状の種類	基礎資格
言語教育研究科 日本語教育学専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語）	修士の学位を有すること
言語教育研究科 英語教育専攻	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）	修士の学位を有すること



経済研究科		
経済学専攻	中学校教諭専修免許状（社会）	修士の学位を有すること
経営学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）	

（単位修得科目）

第4条 教育職員免許状取得に必要な科目については、別表に定めるとおりとする。

（必要修得単位）

第5条 教育職員免許状取得に必要な修得単位数は、別表に定めるとおり24単位以上とする。

（授業科目の履修方法・単位認定）

第6条 教育職員免許状取得に必要な科目の履修方法、単位認定は「授業科目の履修および単位認定に関する規程」によるものとする。

（事務の所管）

第7条 この規程に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。

付 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

<省略>

13 この規程は、平成21年4月1日より改定施行する。

14 この規程は、平成22年4月1日より改定施行する。

15 この規程は、平成24年4月1日より改定施行する。

16 この規程は、平成25年4月1日より改定施行する。

17 この規程は、平成26年4月1日より改定施行する。

18 この規程は、平成26年9月20日より改定施行する。

19 この規程は、平成27年4月1日より改定施行する。

20 この規程は、平成28年4月1日より改定施行する。

21 この規程は、平成29年4月1日より改定施行する。

別表（第4条、第5条関係）

教科に関する科目 中学校教諭専修免許状 教科（国語）

高等学校教諭専修免許状 教科（国語）

研究科・専攻	授業科目	単位	必要単位数
言語教育研究 科日本語教育 学専攻博士前 期課程	言語学原論Ⅰ	2	24単位
	言語学原論Ⅱ	2	
	日本語学概論Ⅰ	2	
	日本語学概論Ⅱ	2	
	日本語教育学概論Ⅰ	2	
	日本語教育学概論Ⅱ	2	
	音声学・音韻論A	2	
	音声学・音韻論B	2	
	形態論・統語論A	2	
	形態論・統語論B	2	
	意味論・語用論A	2	
	意味論・語用論B	2	
	ことばのバリエーション	2	
	ことばと社会・文化	2	
	認知言語学	2	
	言語習得論と日本語教授法A	2	
	言語習得論と日本語教授法B	2	
	コミュニケーションと日本語教育A	2	
	コミュニケーションと日本語教育B	2	

言語技術概説A	2
言語技術概説B	2

教科に関する科目 中学校教諭専修免許状 教科（英語）  
 高等学校教諭専修免許状 教科（英語）

研究科・専攻	授業科目	単位	必要単位数
言語教育研究 科英語教育専 攻修士課程	英語学原論A	2	24単位
	英語学原論B	2	
	英語教育学原論 I	2	
	英語教育学原論 II	2	
	Intercultural Communication Theory I	2	
	Intercultural Communication Theory II	2	
	英語の文法現象A	2	
	英語の文法現象B	2	
	口語英文法研究A	2	
	口語英文法研究B	2	
	英語意味論・語用論A	2	
	英語意味論・語用論B	2	
	英語音声学・音韻論A	2	
	英語音声学・音韻論B	2	
	英語歴史言語学A	2	
	英語歴史言語学B	2	
	英語コーパス言語学	2	
	英語社会言語学A	2	
	英語社会言語学B	2	
	第二言語習得研究A	2	
	第二言語習得研究B	2	
	英語教授法研究A	2	
	英語教授法研究B	2	
	メディア・スタディーズA	2	
	メディア・スタディーズB	2	
	Intercultural Communication Research A	2	
	Intercultural Communication Research B	2	
	Research Writing and Presentation A	2	
	Research Writing and Presentation B	2	
	Interpersonal Communication A	2	
	Interpersonal Communication B	2	
	言語テスト論	2	

教科に関する科目 中学校教諭専修免許状 教科（社会）  
高等学校教諭専修免許状 教科（公民）

研究科・専攻	授業科目	単位	授業科目	単位	必要単位数
経済研究科経済学専攻修士課程	ミクロ経済学研究	2	金融市場研究Ⅰ	2	24単位
	マクロ経済学研究	2	金融市場研究Ⅱ	2	
	計量経済学研究Ⅰ	2	経済政策研究Ⅰ	2	
	計量経済学研究Ⅱ	2	経済政策研究Ⅱ	2	
	数量分析研究	2	環境政策研究	2	
	国際経済研究Ⅰ	2	社会情報システム研究Ⅰ	2	
	国際経済研究Ⅱ	2	社会情報システム研究Ⅱ	2	
	金融研究Ⅰ	2	労働経済研究	2	
	金融研究Ⅱ	2	都市経済研究	2	
	財政学研究Ⅰ	2	開発経済研究Ⅰ	2	
	財政学研究Ⅱ	2	開発経済研究Ⅱ	2	
	現代日本経済史研究	2	日本研究特論Ⅰ	2	
	西洋経済史研究Ⅰ	2	日本研究特論Ⅱ	2	
	西洋経済史研究Ⅱ	2	アジア研究特論Ⅰ	2	
	不動産経済研究	2	アジア研究特論Ⅱ	2	
	不動産ファイナンス研究	2	アメリカ研究特論Ⅰ	2	
	ファイナンス工学研究Ⅰ	2	アメリカ研究特論Ⅱ	2	
	ファイナンス工学研究Ⅱ	2	地域経済研究特論Ⅰ	2	
	コーポレートファイナンス研究Ⅰ	2	地域経済研究特論Ⅱ	2	
	コーポレートファイナンス研究Ⅱ	2	異文化コミュニケーション研究Ⅰ	2	
ファイナンス理論研究	2	異文化コミュニケーション研究Ⅱ	2		
金融リスク管理研究	2				

教科に関する科目 中学校教諭専修免許状 教科（社会）  
高等学校教諭専修免許状 教科（公民）

研究科・専攻	授業科目	単位	授業科目	単位	必要単位数
経済研究科経営学専攻修士課程	経営管理研究Ⅰ	2	ネットワーク管理研究Ⅰ	2	24単位
	経営管理研究Ⅱ	2	ネットワーク管理研究Ⅱ	2	
	経営情報科学研究	2	ビジネスエシックス研究Ⅰ	2	
	会計理論研究Ⅰ	2	ビジネスエシックス研究Ⅱ	2	
	会計理論研究Ⅱ	2	経営研究特論Ⅰ	2	
	日本経営史研究	2	経営研究特論Ⅱ	2	
	国際経営研究	2	経営研究特論Ⅲ	2	
	開発経営研究Ⅰ	2	経営研究特論Ⅳ	2	
	開発経営研究Ⅱ	2	人的資源管理研究Ⅰ	2	
	マーケティング研究	2	人的資源管理研究Ⅱ	2	
	グローバル・マーケティング研究	2	経営戦略研究	2	
	財務管理研究Ⅰ	2	経営組織研究	2	
	財務管理研究Ⅱ	2	日本研究特論Ⅰ	2	
	租税法研究Ⅰ（所得税）	2	日本研究特論Ⅱ	2	
	租税法研究Ⅱ（法人税）	2	アジア研究特論Ⅰ	2	
	租税法研究Ⅲ（消費税）	2	アジア研究特論Ⅱ	2	
	租税法特論	2	アメリカ研究特論Ⅰ	2	
	企業法務研究Ⅰ（会社法）	2	アメリカ研究特論Ⅱ	2	
	企業法務研究Ⅱ（独禁法・消費者関連法）	2	地域経済研究特論Ⅰ	2	
	企業法務研究Ⅲ（金融商品取引法）	2	地域経済研究特論Ⅱ	2	
リスクマネジメント研究Ⅰ	2	異文化コミュニケーション研究Ⅰ	2		
リスクマネジメント研究Ⅱ	2	異文化コミュニケーション研究Ⅱ	2		

## 7. 麗澤大学大学院長期履修学生規程

平成 28 年 4 月 1 日制定

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 37 条の 4 第 2 項の規定に基づき、修士課程において標準修業年限を超えて修業を希望する者(以下「長期履修学生」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 長期履修を願い出ることができる者は、社会人選抜入学試験を受験する者で、標準修業年限内での履修が困難な次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学時において職業等を有している者(自営業、非常勤等を含む)
- (2) 育児、介護等の諸事情を有する者
- (3) その他当該研究科が相当の事情があると認めた者

(修業年限)

第 3 条 長期履修学生の修業年限(以下「長期履修期間」という。)は、3 年又は 4 年とする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を入学願書と共に所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書
- (2) 長期履修計画書
- (3) 第 2 条第 1 項の各号に定める申請事項を証明する書類
- (4) その他当該研究科が必要と認める書類

(選考)

第 5 条 長期履修の選考は、社会人選抜試験と同時に行う。

(学費)

第 6 条 長期履修学生の学費は、大学院学則第 51 条の定めにかかわらず、別表 I のとおりとする。

(長期履修期間の変更)

第 7 条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の短縮を希望する場合は、短縮を希望する学期開始の 4 か月前までに、長期履修期間変更申請書を提出し、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 長期履修期間の変更は学期単位とし、在学中 1 回に限り許可することがある。

3 変更申請が許可された場合における学費は、別表 I のとおりとする。

(長期履修許可の取消し)

第 8 条 長期履修学生が大学院学則及び諸規程に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(事務の所管)

第 9 条 この規程に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。ただし、第

6条及び第7条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表Ⅰ（第6条及び第7条関係）学費

##### ① 3年間履修の場合

	1年目	2年目	3年目	総額
入学金	200,000円	—	—	200,000円
授業料	480,000円	480,000円	480,000円	1,440,000円
施設費	134,000円	133,000円	133,000円	400,000円
計	814,000円	614,000円	614,000円	2,040,000円

##### ② 4年間履修の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	総額
入学金	200,000円	—	—	—	200,000円
授業料	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	1,440,000円
施設費	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	400,000円
計	660,000円	460,000円	460,000円	460,000円	2,040,000円

注1 各年度納付金は通常の学生と同様に入学金を除いて2分納とする。

2 長期履修期間を超えた期間については、通常の学費を納入する。

3 長期履修期間を変更した場合、学費の総額に変更がないように調整する。

## 8. 麗澤大学学則（抜粋）

（昭和34年4月1日制定）  
（平成29年4月1日改定）

### 第1章 総 則

（目的）

第1条 麗澤大学は、廣池千九郎の教学の精神に基づき、教育基本法（平成18年法律第120号）に則り大学教育を通じて世界の平和と人類の幸福の実現に貢献するため、本学則の定めるところによって研究・教授を行い、円満な知徳と精深な学芸、特に世界的・国際的識見を備えた有能な人材を養成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第1条の2 麗澤大学は、教育研究水準の向上をはかり、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

### 第2章 組 織

（学部・学科・定員）

第2条1<省 略>

（大学院）

第2条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

（別科・定員）

第3条 <省 略>

（附属機関）

第4条 本学に、次の附属機関を置く。

- (1) 経済社会総合研究センター
- (2) 比較文明文化研究センター
- (3) 企業倫理研究センター
- (4) 言語研究センター
- (5) 情報教育センター
- (6) 国際交流センター
- (7) 日本語教育センター
- (8) 麗澤オープンカレッジ
- (9) 学生相談センター
- (10) キャリアセンター
- (11) 道徳科学教育センター
- (12) 学修支援センター
- (13) 地域連携センター
- (14) 教職センター

2 附属機関に関する規程は、別に定める。

（図書館）

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

（事務局）

第5条の2 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

（組織等の設置）

第5条の3 第2条から前条までに定める組織のほか、学長が定めるところにより、その他の組織を置くことができる。

### 第3章 職員組織

（学長）

第6条 本学に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長の任用に関する規程は、別に定める。

（副学長）

第6条の2 必要に応じて、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長の任用に関する規程は、別に定める。

（学長補佐）

第6条の3 必要に応じて、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長の企画及び立案を補助し、学長から特に指示された校務を遂行する。

3 学長補佐の任用に関する規程は、別に定める。

（教育職員）

第7条 本学に、教授、准教授、助教、講師、助手を置く。

2 教員は、次の各号に示す教育研究上の職務並びに大学運営上必要とする校務を任務とする。

(1) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(5) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

3 教員の任用又は委嘱に関する規程は、別に定める。

（学部長等）

第8条 本学に、外国語学部長、経済学部長、言語教育研究科長、経済研究科長、図書館長、別科長、経済社会総合研究センター長、比較文明文化研究センター長、企業倫理研究センター長、言語研究センター長、情報教育センター長、国際交流センター長、日本語教育センター長、麗澤オープンカレッジ長、学生相談センター長、キャリアセンター長、道徳科学教育センター長、学修支援センター長、地域連携センター長、教職センター長（以下「学部長等」という。）を置く。

2 学部長等は、原則として教授をもってこれに充てる。

3 学部長等の任用に関する規程は、別に定める。

（職員）

第9条 本学に、一般職員、技能職の職員を置く。

### 第4章 教授会・協議会・委員会

<省 略>

### 第5章 学年・学期・休業日

<省 略>

### 第6章 修業年限・在学年限

<省 略>

### 第7章 入 学

第19条～第24条まで<省 略>

（保証人）

第25条 本学に入学を許可された者は、保証人を定め、届け出なければならない。

2 保証人は、入学者の父母またはこれに代わる者

とする。

- 3 保証人が改姓改名したとき、または住所等を変更したときは、直ちに届け出なければならない。
- 4 保証人が死亡したとき、またはその資格を失ったときは、直ちに新しい保証人を定め、届け出なければならない。

第8章 休学・留学・退学・再入学・転部・転科・除籍・復籍  
<省略>

第9章 卒業・学位

<省略>

第10章 賞 罰

(表彰)

第37条 次の各号のいずれかに該当する学生に対して、学長が表彰することがある。

- (1) 人物および学業成績ともに優れていると認められる者
- (2) 本学内外において、大学の名声を高め、あるいは学生の模範であると認められる者

(懲戒)

第38条 学生が、その本分に反する行為をしたときは懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがない者
  - (3) 正当な理由がなく、1か月以上欠席し、または長期にわたって出席が常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱した者
  - (5) その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学及び戒告は、前項各号に準じた者について、その内容に応じて行う。

<省略>

第11章 外国人留学生・帰国子女学生

<省略>

第12章 科目等履修生・聴講生・特別聴講生・特別聴講学生

<省略>

第13章 教育課程・履修方法

<省略>

第14章 教職課程

<省略>

第15章 学 費

第53条～第54条の2 <省略>

(納入期限)

第55条 学費のうち、授業料および施設費は、次の納入期限までに、それぞれ半額を納入しなければならない。ただし、新入学者の入学金、教育充実費並びに第1学期分の授業料及び施設費は、入学手続時に納入するものとする。

- (1) 第1学期分 前年度の3月31日まで
  - (2) 第2学期分 当該年度の9月19日まで
- 2 実験・実習費は、必要に応じて徴収する。
  - 3 特別の事情により、学費を期限までに納入できない者が、延納を願い出たときは、これを許可することがある。

第56条～第57条 <省略>

(留学期間の学費)

第58条 留学期間の授業料及び施設費は、第55条の規定に従って納入しなければならない。

(復籍料)

第59条 第34条の規定により復籍を認められた者は、復籍料として、復籍する年度の入学金相当額を納

入しなければならない。ただし、除籍後30日以内に復籍するときは、復籍する年度の入学金相当額の1割を納入するものとする。

(第1学期末で卒業する者の学費)

第60条 第1学期末で卒業する者は、第2学期分の学費納付を必要としない。

(学費の減免)

第61条 <省略>

(学費の返還)

第62条 既納の学費は、返還しない。

2 前項の定めにかかわらず、入学を許可されたものが、指定の期日までに入学を辞退したときは、入学金を除く学費を返還する。

第16章 学生寮

(学生寮)

第63条 本学に、学生寮を置く。学生寮は、建学の精神に基づき、生活を通じて社会訓練と人格形成を図るための教育施設をいう。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第17章 厚生保健

第64条 削除

(健康支援センター)

第65条 本学に、健康支援センターを置く。

2 健康支援センターは、毎学年定期的に、学生の健康診断を実施する。

(厚生施設)

第66条 本学に、学生会館その他の厚生施設を置く。

第18章 学生生活

(学生生活)

第67条 本学の学生生活は、すべて建学の精神に基づく。学生は、教職員の助言と指導のもとに、その生活を通じて建学の精神の体現に努めなければならない。

2 学生生活に関する規則は、別に定める。

第19章 公開講座

<省略>

第20章 学則変更

<省略>

## 9. 麗澤大学大学院科目等履修生規程

(平成10年4月1日制定)  
最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条第4項の規定に基づき、麗澤大学大学院科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する事項について定めることを目的とする。

(出願資格)

第2条 博士前期課程及び修士課程の授業科目の単位を修得するために科目履修を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院学則第17条第1項の入学資格を有する者
- (2) 本学学部又は別科に在籍する学生で学部長又は別科長が推薦する者

(出願手続)

第3条 履修生を志願する者は、指定の期日までに次の書類に所定の検定料を添えて出願するものとする。

- (1) 履修生志願票
- (2) 履歴書（写真添付）
- (3) 出身大学の学部成績証明書。ただし、大学院修了者は、大学院成績証明書も併せて提出するものとする。
- (4) 出身大学の学部卒業証明書。ただし、大学院修了者は、大学院修了証明書も併せて提出するものとする。
  - 2 本学卒業生で履修生を志願する者は、前項第4号の書類の提出を不要とする。
  - 3 前条第1項第2号の資格で出願する者は、第1項第2号から第5号の書類の提出を不要とする。

(履修許可の時期)

第4条 履修許可の時期は、学期始めとする。

(履修生の選考・許可)

第5条 履修生の選考は、書類審査及び面接により行う。

- 2 可否及び履修科目の決定は、研究科委員会の議を経て行う。
- 3 選考に合格した者は、指定の期日までに所定の手続きをするとともに所定の履修料等を納入しなければならない。
- 4 前項の手続きを完了した者に履修を許可し、履修許可証を交付する。

(履修取消し)

第6条 許可された授業科目の履修を中止しようとする者は、所定の用紙に理由を明記して届け出なければならない。

- 2 履修生が大学の秩序を乱したとき、授業の妨げとなる行為をしたと認められるとき又は正当な理由がなく長期にわたって授業に出席しないときは履修生の資格を取消すことがある。

(単位の認定)

第7条 履修生が履修した授業科目の試験に合格したときは、単位を修得したものとみなし、本人の願い出によって履修証明書を交付する。

(施設利用)

第8条 履修生は、本学の施設等を利用することができる。

(納入金)

第9条 検定料・登録料及び履修料（以下「履修料等」という。）は次のとおりとする。

- (1) 検定料 10,000円
- (2) 登録料 20,000円（年間）
- (3) 履修・聴講料 15,000円（1単位）
  - 2 前項の定めにかかわらず、第2条第1項第2号の資格で履修を認められた者は、納入金を不要とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、履修科目により特に費用を要するときは別途徴収することがある。
  - 4 既納の履修料等は理由のいかんを問わず返還しない。

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。ただし、第9条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。



## 附 則

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

## 10. 麗澤大学大学院研究生規程

(平成 8 年 4 月 1 日制定)

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 39 条第 3 項の規定に基づき、本学大学院の研究生（以下「研究生」という。）について定めることを目的とする。

### (出願資格)

第 2 条 研究生となることができる者は、大学院学則第 17 条の入学資格を有する者とする。

### (出願手続)

第 3 条 研究生志願者は、指定の期日までに本学所定の書類に検定料を添えて出願するものとする。

2 出願手続に関する必要事項は、別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本大学院の入学選考の際に研究生を併願する場合には、前項の書類提出を不要とし、第 9 条第 1 項第 1 号に定める検定料を全額免除する。

### (入学時期)

第 4 条 入学の時期は、大学院学則第 16 条に準ずる。

### (研究生の選考・許可)

第 5 条 研究生の選考は、書類選考及び面接の結果に基づき、研究科委員会の議を経て行う。

2 選考に合格した者は、指定の期日までに所定の手続きをするとともに所定の研究指導費を納入しなければならない。

3 前項の手続きを完了した者に研究を許可し、研究生証を交付する。

### (研究取消し)

第 6 条 許可された研究を中止しようとする者は、所定の用紙に理由を明記して届け出るものとする。

2 研究生が、大学の秩序を乱したとき、研究の妨げとなる行為をしたと認められるとき、あるいは正当な理由なく長期にわたって研究をしないときは、研究生の資格を取り消すことがある。

### (研究生の期間)

第 7 条 研究生としての期間は、1 年以内とする。ただし、選考のうえ、1 年を限度に期間延長を許可することがある。

### (指導)

第 8 条 研究生は、研究指導教員による指導を受けるものとする。

2 研究に必要と認められた場合は、授業科目担当教員の許可を得て、研究に関連のある授業に出席することができる。ただし、授業科目の単位認定は、行わない。

3 前項の規定にかかわらず、研究生終了後、本学大学院に進学した者については、研究生として聴講した授業科目について、10 単位を上限に単位認定を行うことがある。

### (検定料・入学金等)

第 9 条 検定料及び入学金その他の費用（以下「学費」という。）は、次のとおりとする。

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 検定料   | 10,000 円       |
| (2) 入学金   | 150,000 円      |
| (3) 研究指導費 | 180,000 円 (年間) |
| (4) 施設費   | 150,000 円 (年間) |

2 前項の規定にかかわらず、研究生としての期間の延長を認められた者については、入学金に代えて登録料 50,000 円を納入するものとする。

- 3 本学学部卒業者が、本大学院に研究生として入学する場合は、入学金を5割減免する。
- 4 学費の納入期限は、本学学則第55条を準用する。
- 5 学費の返還は、本学学則第62条を準用する。

(修了の認定)

第10条 研究生は、その研究を終え、研究生修了の認定を希望するときは、研究期間修了時、研究報告書を提出しなければならない。

- 2 研究生の修了認定は、研究科委員会の議を経て行い、認定者には研究生修了証明書を交付する。

第11条 削除

(施設利用)

第12条 研究生は、研究に必要な本学の施設等を利用することができる。

(事務の所管)

第13条 この規程に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。ただし、第9条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

<省略>

- 3 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

## 11. 麗澤大学聴講生規程

(平成19年4月1日制定)

最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は麗澤大学学則(以下「学則」という。)第41条第2項及び麗澤大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第40条第2項の規定に基づき、本学の聴講生に関する事項について定めることを目的とする。

(聴講許可の時期)

第2条 聴講許可の時期は、学期の始めとする。

(出願手続)

第3条 聴講志願者は、指定の期日までに本学所定の聴講生志願票を提出するものとする。

(聴講生の選考・許可)

第4条 聴講志願者については、科目担当者が選考し、聴講許可科目を指定する。

- 2 聴講を許可された者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに聴講料を納入しなければならない。
- 3 前項の手続きを完了した者に聴講を許可し、聴講許可証を交付する。

(聴講取消)

第5条 許可された授業科目の聴講を中止しようとする者は、所定の用紙に理由を明記して届け出るものとする。

2 聴講生が大学の秩序を乱したとき、授業の妨げとなる行為をしたと認められるときは、聴講生の資格を取り消すことがある。

(証明書の交付)

第6条 聴講を修了した者から願い出がある場合には、聴講証明書を交付する。

(施設利用)

第7条 聴講生は、本学の施設等を利用することができる。

(聴講料等)

第8条 聴講料は、1授業時間(1週1コマ)につき、1学期20,000円とする。

2 第1項の規定にかかわらず、聴講科目により特に費用を要するときは別途徴収することがある。

3 既納の聴講料等は、理由のいかんを問わず返還しない。

(諸規則の準用)

第9条 この規程に定めのない事項については、学則及び大学院学則並びに諸規則を準用する。

(事務の所管)

第10条 この規則に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学部教授会、協議会、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。

ただし、第8条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、従前の麗澤大学聴講生規程及び麗澤大学大学院聴講生規程は、廃止する。

2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 12. 麗澤大学大学院研究生の科目聴講に関する内規

(平成10年4月1日制定)

最近改正 平成29年4月1日改正

(目的)

第1条 この内規は、大学院研究生の授業科目の聴講に関する細目について定めることを目的とする。

(聴講)

第2条 研究生は、指導教員の指導にしたがい、授業科目を聴講しなければならない。

(登録手続)

第3条 前条の定めによる聴講は、学期毎に学務部が定める履修登録期間内に聴講手続を行なうものとする。

(留学生の科目登録時間数)

第4条 外国人留学生は、入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(法務省令第16号)により、

1週10時間(週7コマ)以上を聴講しなければならない。

(資格の取消)

第5条 研究生が、正当な理由なく、第3条に定める登録手続をしない場合は、麗澤大学大学院研究生規程第6条第2項の規定により、研究生の資格を取消することがある。

(事務の所管)

第6条 この内規に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改定は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行なう

附 則

1 この内規は、平成10年4月1日より施行する。

2 この内規は、平成18年4月1日より改定施行する。

3 この内規は、平成24年4月1日より改定施行する。

4 この内規は、平成29年4月1日より改定施行する。

### 13. 麗澤大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

(平成10年4月1日制定)  
最近改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規定は、麗澤大学大学院のティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）について定めることを目的とする。

(資格)

第2条 TAは、本学大学院博士前期課程又は修士課程2年次生及び博士後期課程に在学する学生で、学業成績優秀で研究指導教員が推薦する者のうちから採用する。

(職務)

第3条 TAは、当該研究科長及び学生の研究指導担当教員の指示に従い、指導教員が担当する学部及び大学院前期（修士）課程の学生に対する講義、演習、試験等の教育・研究活動の補助業務にあたる。

2 TAは、本学リサーチ・アシスタントとの重複採用は出来ないものとする。

(定数)

第4条 TAは、毎年、各研究科あたり5人以内とする。

(勤務時間)

第5条 TAの年間勤務時間は、一人400時間を上限とし、各研究科ごとの総時間数は、1,200時間以内とする。

(採用手続)

第6条 TAの採用は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て決定する。

(契約)

第7条 TAの採用に際しては、勤務時間等に関し文書により契約する。

(契約期間)

第8条 TAの契約期間は年度単位の1年以内とする。

2 契約の更新は、原則として3回までとする。

(退職)

第9条 TAが次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

(1) 退職を願い出て本学が承認したとき。

(2) 契約期間が満了し、新たな雇用契約が締結されなかったとき。

(3) 学生の身分を失ったとき。

2 前項第1号により退職しようとする者は、14日前までに退職願を提出しなければならない。

(解雇)

第10条 TAが次の各号のいずれかに該当するときは、解雇する。

(1) 心身の障害により、勤務に耐えられないと認められるとき。

(2) 勤務状態が極めて悪いとき。

(3) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。

2 前項各号の定めにより解雇するときは、少なくとも30日前に予告する。

(給料)

第11条 TAの給料は、時間給とし、次のとおりとする。

(1) 博士前期（修士）課程に在籍する者 1時間 1,000円

(2) 博士後期課程に在籍する者 1時間 1,200円

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、支給しない。

(定めのない事項)

第13条 この規程に定めのない勤務に関する事項については、学校法人名廣池学園嘱託規程及び労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(事務の所管)

第14条 この規程に関する事務は、総務部人事課が所管する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、研究科委員会、大学院委員会及び理事会の議を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。

## 14. 麗澤大学大学院学会発表助成に関する内規

(平成10年4月1日制定)

最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、大学院博士後期・博士課程（以下「博士課程」という。）の学生の研究活動及び博士論文作成を積極的に支援するために、学会で発表する場合にその経費を助成することについて定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この助成は、博士課程に在学する学生で、研究指導担当教員の指導のもとに、学会で発表する者に対して行なう。

(助成金額)

第3条 学会参加地域は国内外とし、博士課程在学期間中に所属する学会参加に関する旅費交通費について、5万円を上限として、予算の範囲内で金額を決定する。ただし、同一人の助成は、在学期間中に3回までとする。

(提出書類)

第4条 助成を希望するものは、次の書類を大学事務局大学院グループに提出しなければならない。

- (1) 学会参加助成申請書
- (2) 学会発表が証明できる書類
- (3) 学会開催要項と日程表
- (4) 旅費交通費の見積金額（概算）
- (5) 所属学会の加入証明書（年会費支払い確認書）

(助成額の決定)

第5条 助成額については、提出書類に基づき研究科長が決定する。

(報告義務)

第6条 この助成を受けた者は、学会終了後1週間以内に報告書と精算書を大学事務局大学院グループに提出しなければならない。

- 2 正当な理由なく、前項の報告義務を怠った者は、受給資格を失うものとし、助成金の全額を返還しなければならない。

(事務の所管)

第7条 この内規に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改定は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この助成は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成18年9月14日から改定施行する。
- 3 この内規は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 4 この内規は、平成29年4月1日から改定施行する。

## 15. 言語教育研究科現地調査研究活動費助成に関する内規

平成 18 年 4 月 1 日制定  
平成 29 年 4 月 1 日最近改正

(目的)

第 1 条 この内規は、言語教育研究科における教育研究の主要な項目である現地調査（フィールドワーク）及び学位論文（修士・博士）作成に係る学生の研究活動を積極的に支援するための経費助成について定めることを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象は、調査地域が国内外かを問わず、次のとおりとする。

- (1) 博士課程（前期）・修士課程においては、専任教員が指導し引率する現地調査又は研究指導担当教員のもとに実施する研究活動
- (2) 博士課程（後期）においては、研究指導教員の指導のもとに実施する現地調査又は研究活動

(助成金額)

第 3 条 助成金額は、次のとおりとする。

- (1) 博士課程（前期）・修士課程においては、旅費・調査費・研究費の半額以下で上限を 5 万円とし、予算の範囲内で金額を決定する。ただし、博士課程（前期）・修士課程在学中に 1 人 1 回限りとする。
- (2) 博士課程（後期）においては、旅費・調査費・研究費の半額以下とし、予算の範囲内で金額を決定する。ただし、1 人年 1 回で博士課程（後期）在学中に 3 回以内とし、合計 10 万円を限度とする。

(提出書類)

第 4 条 この助成を希望する者は、次の書類を大学事務局大学院グループに提出するものとする。

- (1) 現地調査助成申請書
- (2) 現地調査計画書
- (3) 旅費・調査費の見積金額（概算）
- (4) 誓約書（海外での現地調査の場合）
  - 2 助成を受けた者は、現地調査終了後 1 週間以内に報告書と精算書を提出するものとする。

(助成額の決定)

第 5 条 第 3 条に定める助成金額については、研究科委員会の議を経て決定する。

(事務の所管)

第 6 条 この内規に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(内規の改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

## 16. 経済研究科研究調査費助成に関する内規

平成 18 年 4 月 1 日制定  
平成 29 年 4 月 1 日最近改正

(目的)

第 1 条 この内規は、経済研究科における修士論文及び博士論文作成に係る学生の研究調査（企業訪問やアンケート調査等）を積極的に推奨するための経費助成について定めることを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象は、調査地域が国内外かを問わず、次のとおりとする。

- (1) 修士課程において論文指導担当教員が指導する研究調査
- (2) 博士課程において研究指導教員の指導のもとに実施する研究調査

(助成金額)

第3条 助成金額は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程においては、旅費・調査費の半額以下で上限を5万円とし、予算の範囲内で金額を決定する。ただし、修士課程在学中に1人1回限りとする。
- (2) 博士課程においては、旅費・調査費の半額以下とし、予算の範囲内で金額を決定する。ただし、1人年1回で博士課程在学中に3回以内とし、合計10万円を限度とする。

(提出書類)

第4条 この助成を希望する者は、次の書類を大学事務局大学院グループに提出するものとする。

- (1) 研究調査助成申請書
- (2) 研究調査計画書
- (3) 旅費・調査費の見積金額(概算)
- (4) 誓約書(海外での現地調査の場合)

2 助成を受けた者は、研究調査終了後1週間以内に報告書と精算書を提出するものとする。

(助成額の決定)

第5条 第3条に定める助成金額については、研究科委員会の議を経て決定する。

(事務の所管)

第6条 この内規に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 3 この内規は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 4 この内規は、平成29年4月1日から改定施行する。

## 17. 麗澤大学大学院単位修得退学者の再入学に関する規程

(平成12年4月1日制定)

最近改定 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学大学院学則第28条第3項に基づき、博士課程の修了要件のうち博士論文の審査及び最終試験合格以外の修了要件を満たして退学(以下「単位修得退学」という。)した者の再入学について定めることを目的とする。

(資格)

第2条 単位修得退学した者が、博士論文の審査及び最終試験を受けることを目的として再入学を願い出たときは、退学後3年以内に限り、これを許可することができる。

(出願手続)

第3条 再入学を希望する者は、指定の期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 再入学志願書
- (2) 博士論文に関する研究計画書

(選考・許可)

第4条 再入学志願者については、研究科委員会の議を経て許可する。

(在学年数)

第5条 再入学者の在学年数は、退学前の在学年数を通算して6年を限度とする。

(学費)

第6条 再入学を許可された者の学費は、授業料及び施設費とし、再入学をする入学年次の学生に適用する額とする。ただし、授業料については1割相当額とする。

2 前項に定める学費は、指定の期日までに納入しなければならない。

(事務の所管)

第7条 この規程に関する事務は、大学事務局大学院グループが所管する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長がこれを定める。ただし、第6条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成21年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

## 18. 麗澤大学コンピュータ・システム利用規程

(平成4年7月1日制定)

最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学(以下「本学」という。)が設置する教育・研究用コンピュータ・システム(以下「システム」という。)の利用に関する基準を定め、教育研究活動の発展と本学システムの能率的運営に資することを目的とする。

(利用の範囲)

第2条 システムの利用は、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 本学における授業・補習授業のための利用
- (2) 本学教員の研究のための利用
- (3) 本学職員の業務遂行のための利用
- (4) 本学学生の研究・学習のための利用
- (5) その他、情報教育センター長が適当と認めた利用

(利用資格)

第3条 システムを利用することのできる者(以下「利用資格者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員・学生
- (2) 学校法人廣池学園の教職員(本学の教職員を除く。)
- (3) 授業利用の麗澤中学校・高等学校及び麗澤瑞浪中学校・高等学校の生徒
- (4) その他、情報教育センター長が適当と認めた個人及びグループ

(個人利用の申請・承認・期間)

第4条 第2条第1号で定める授業の実施のための利用及び次条で定める情報教育センター長が適当と認め承認したグループでの利用を除き、利用資格者がシステムを利用するときは、別に定めるコンピュータ個人利用申請書を情報教育センター長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

- 2 情報教育センター長は、利用申請に基づき、その利用を適当と認めた者に個人IDを設定し、その利用を承認するものとする。
- 3 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)がシステムを利用することのできる期間は、承認時から利用資格を失うまでとする。

(グループ利用の申請・承認・期間)

第5条 第2条第1号で定める授業の実施のための利用以外で、システムをグループで利用する場合には、グループの責任者が、別に定めるコンピュータ・グループ利用申請書を情報教育センター長に提出し、利用の承認を得なければならない。

- 2 情報教育センター長は、利用申請に基づき、その利用を適当と認めたグループにグループIDを設定するとともに、



グループの構成員に個人IDを設定し、その利用を承認するものとする。

- 3 利用承認を受けたグループ（以下「利用者」に含める。）がシステムを利用することのできる期間は、承認時から利用資格を失うまでとする。

（利用の責任・遵守事項）

第6条 コンピュータの利用は、利用者の責任においてなされなければならない。

- 2 コンピュータを利用して処理したデータは、そのデータの作成者及び情報教育センター長の承認を得た者以外は利用できないものとする。
- 3 個人に関するデータの取扱いについては、とくにプライバシーを守らなければならない。
- 4 情報教育センター職員及びこれに準じる者の指示に従わなければならない。

（利用の優先順位）

第7条 利用者のシステム利用が競合する場合の優先順位は、第2条各号に規定する順序とする。ただし、授業における利用が競合する場合の優先順位は、別に定める。また、情報教育センター長は、システムの稼働上必要があるときは、その順序を変更することができる。

（ネットワークへの機器の接続）

第8条 ネットワークに機器を接続する場合には、「ネットワーク機器接続申請書」を情報システムセンター長に提出し、接続の承認を受けなければならない。また、接続機器に変更が生じた場合は、速やかに「ネットワーク接続機器変更届」を情報教育センター長に提出しなければならない。

（利用の停止・取消）

第9条 情報教育センター長は、利用者が次のような行為を行った場合には、その者の利用を一定期間停止し、又はその利用者の承認を取り消すことができる。

- (1) この規程、麗澤大学コンピュータ実習室利用規程に違反する行為及び情報教育センター長の指示に反する行為
- (2) 設定された個人IDを利用者以外の者に使用させる行為
- (3) 故意にシステムに障害を与える行為
- (4) 営利を目的とする利用行為
- (5) 他の利用者の情報の安全又は秘密保持を損なう行為
- (6) 情報教育センターが別に定めた諸規則に違反する行為
- (7) その他システムの利用者として不適格であると認められる行為

（利用の明記）

第10条 利用者がシステムを利用して行った研究成果を公表するときは、当該刊行物等にシステムを利用して行った研究成果であることを明記しなければならない。

（利用時間）

第11条 利用者がシステムを利用することのできる時間は、利用場所の利用時間に準ずるものとする。ただし、情報教育センター長が必要と認めた場合には、この限りでない。

（事務の所管）

第12条 この規程に関する事務は、大学事務局情報システム室が所管する。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、情報教育センター運営委員会で検討し、協議会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年7月1日から施行する。
- この規程の施行に伴い、従前のコンピュータ・システム利用規程（暫定）は、廃止する。

<省 略>

- 7 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成23年7月21日から改定施行する。
- 9 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

## 19. 麗澤大学コンピュータ実習室利用規程

(平成4年7月1日制定)

最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学が設置するコンピュータ実習室（以下「実習室」という。）の利用に関する基準を定め、円滑な利用がなされることを目的とする。

(実習室)

第2条 ここで規定する実習室は、次のとおりとする。

- (1) 校舎かえで実習室
  - ア 校舎かえで3階1301教室・1302教室・1303教室・1307教室・1308教室
- (2) 図書館実習室
  - ア 図書館3階コンピュータ実習室
  - イ 図書館3階CALL教室
  - ウ 図書館4階コンピュータ教室
  - エ 図書館4階コンピュータラウンジ
- (3) 生涯教育プラザ実習室
  - ア 生涯教育プラザ1階PCルーム
  - イ 生涯教育プラザ2階PCサロン
  - ウ 生涯教育プラザ4・5階ブラウジング

(利用資格)

第3条 実習室を利用することのできる者は、麗澤大学コンピュータ・システム利用規程（以下「コンピュータ利用規程」という。）に基づいて、利用承認を得た者に限ることとする。

(利用時間)

第4条 実習室を利用することのできる時間は、次のとおりとする。

- (1) 校舎かえで実習室
    - ア 月曜日から金曜日までの9時から18時まで
    - イ 本学の休業日及び情報教育センター長が定める日を除く。
  - (2) 図書館実習室
    - ア 通常授業期間は、月曜日から金曜日までの9時から21時まで及び土曜日の9時から16時30分まで
    - イ 長期休暇期間は、9時から16時30分まで
    - ウ 図書館の休館日を除く。
  - (3) 生涯教育プラザ（1階PCルーム及び2階PCサロン）
    - ア 月曜日から金曜日までの9時から18時まで及び土曜日の9時から12時10分まで
    - イ 本学の休業日及び情報教育センター長が定める日を除く。
  - (4) 生涯教育プラザ（4・5階ブラウジング）
    - ア 情報教育センター長が定める日を除く時間
- 2 個人利用は、コンピュータ利用規程で定める授業での利用時間及びコンピュータ利用規程に基づいて承認されたグループでの利用時間以外とする。

(実習室内での禁止事項)

第5条 実習室内では次の行為を禁止する。

- (1) 飲食・喫煙
  - (2) 設置されているパソコン備付けのハードディスクへの書き込み・削除
  - (3) 設置されている機器以外の機器の接続・利用
  - (4) 設置されている機器の室外への持出し
  - (5) 著作権で保護されているソフトウェアの複製等、法律に違反する行為
  - (6) 機器を占有する行為等、共同利用を妨げる行為
  - (7) その他、共コンピュータ・システムの維持に支障を与える一切の行為
- 2 前項第2号、第3号及び第4号については、情報教育センター長が適当と認めた場合はこの限りでない。

(その他の利用上の制限事項)

第6条 その他実習室を利用する上では、それぞれの建物の利用規則に従うこととする。また、コンピュータを利用する上では、コンピュータ利用規程、情報教育センターが定めた諸規則を遵守することとする。

(管理部署)

第7条 実習室の管理部署は、次のとおりとする。

- (1) 校舎かえで各実習室は、情報システム室
- (2) 図書館各実習室は、図書館事務グループ
- (3) 生涯教育プラザ各実習室は、大学院グループ、地域連携・オープンカレッジグループ

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、大学事務局情報システム室が所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、情報教育センター運営委員会で検討し、協議会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。

<省 略>

6 この規則は、平成13年4月1日から改定施行する。

7 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。

8 この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

9 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。

10 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。

11 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

## 20. 麗澤大学コンピュータ・システム利用ガイドライン（第6版）

麗澤大学情報教育センター運営委員会

麗澤大学情報教育センター

平成27年4月1日 改定

(目的)

・このガイドラインは、麗澤大学コンピュータ・システム利用規程と麗澤大学コンピュータ実習室利用規程における利用について、その内容を具体的に示すためのものである。

(原則)

- ・学術目的を逸脱した利用をしてはならない。
- ・「麗澤大学コンピュータ・システム利用規程」ならびに「麗澤大学コンピュータ実習室利用規程」にしたがって利用すること。規程で明確に認められていること以外の利用を一切してはならない。
- ・本学情報システム（以下システム）を利用した違法行為をしてはならない。

(責任の帰属)

- ・利用者は、利用資格を取得した後はシステムのすべての利用に関して全責任を負う。  
(注) 利用資格とは「ユーザID」と「パスワード」のこと。
- ・一つの利用資格を他の利用者と共有してはならない。  
(注) 学内の正当な活動であっても利用資格を共有することは原則認めていない。
- ・他者の利用資格を借りて利用してはならない。  
(注) たとえ教員が貸すと言っても借りてはならない。  
(注) たとえ教員が教員の利用資格で作業を代行してくれと依頼された場合も拒否しなければならない。
- ・自分の利用資格を他者に貸してはならない。  
(注) いかに相手が困っていても貸してはならない。強要されたら断固として拒否すること。自分が利用しない場合は情報教育センターに返却すること。  
(注) 自分が利用しているパソコンを他者に操作させてはならない。また、他人が利用しているパソコンを操作してはならない。ただし、授業や自習時間に教員およびティーチング・アシスタントが指導の一環として補助的に操作

する場合はこの限りではない。

(営利目的の利用の禁止)

- ・設備またはサービスを営利目的に使用してはならない。

(著作物の保護)

- ・第三者の著作物である Web ページ、ファイル、データの引用・参照をするときは、著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。
- ・第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。

(注) 授業内のみでの利用が義務付けられている映像・音声メディアなど、利用制限のある教材を制限を越えて持ち出してはならない。

(注) インターネットからのダウンロードを含む。

(不当な情報発信の禁止)

- ・発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- ・発信元のアドレスを偽るなど、電子メールの偽造を試みてはならない。
- ・他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除、複製、変造又は公開してはならない。
- ・いやがらせや公序良俗に反する内容、脅迫的な内容、不確かな情報等を、電子メール、電子掲示板、電子ニュース、チャット、Web 等のあらゆるネットワークサービスに発信してはならない。
- ・求められていないメール、営利を目的とするメッセージ等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- ・いかなる理由があってもウイルスに感染したファイルや大容量のファイルを添付した電子メールを送信してはならない。
- ・ホームページにおけるリンクの作成は情報の紹介に当る。よって自分のホームページから他者のホームページにリンクを作成するときは、リンク先が学術目的から著しく逸脱していないかどうかを確認した上でリンクを作成すること。

(注) 閲覧者を困惑させたり社会的混乱を生ずるようなホームページにはリンクを作成しないこと。

(不正アクセスの禁止)

- ・学外システムへの権限外のアクセスを試みるためにシステムを利用してはならない。
- ・システムおよび他のユーザのパスワードの解読を試みてはならない。
- ・不当に高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。
- ・ネットワーク上の他者の通信を傍受・改竄・破壊する行為を行ってはならない。
- ・システム・ファイルを複製・削除・改変してはならない。
- ・コンピュータ・ウイルス等、システムの混乱の原因となるプログラムやデータを本学のシステム内に持ち込んではいない。
- ・機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。
- ・事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを閲覧、削除、複製、改変してはならない。

(システムリソースの保護)

- ・システムの正常な運用を妨げる一切の行為をしてはならない。
- ・システムのリソース（計算時間、ハードディスク使用量、印刷資源、通信時間、回線帯域）を大量に消費しつづけることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。

(注) 大容量の音楽・画像・動画・ゲーム等々のファイルをダウンロードしたり FTP しないこと。

(注) ファイルサーバには、各人に標準的に定められている容量を超えるファイルを置かないこと。

(注) 自分宛ての電子メールは頻繁にチェックし不要になったものは削除すること。

- ・許可なくシステムまたはシステムの一部を移動してはならない。
- ・システムに予め導入されているもの以外のプログラムを許可なく導入してはならない。
- ・システムに導入されているプログラムを持ち出してはならない。
- ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。
- ・許可なく、システムに周辺機器類を接続してはならない。

(注) ただし、専用ソフトウェアのインストールおよび外部電源を必要としない USB ストレージ装置はこの限りではない（「麗澤大学コンピュータ実習室利用規定 第 5 条 2」の情報教育センター長が特に認めたものとみなす）。

- ・許可されていない機器をネットワークに接続してはならない。  
(資源保護・機器保全・大量印刷の禁止)
- ・印刷装置(プリンタ)をコピー機の代わりとして利用してはならない。  
(注)プリンタで大量の印刷をしてはならない。
- ・不要に印刷命令を出してはならない。  
(注)すぐ印刷されないからといって繰り返し印刷命令を発するような操作をしてはならない。  
(注)各人に定められている印刷枚数を越えて印刷することは出来ない。
- ・共用レーザープリンタでは、備え付けの印刷用紙以外には印刷してはならない。
- ・不適切な用紙に印刷を行ってはならない。  
(利用時間の厳守・利用制限等の指示の遵守)
- ・情報教育センターが定める利用時間を厳守しなければならない。
- ・情報教育センターが掲示する指示には注意し、その内容を遵守しなければならない。
- ・許可なく学外の者を教室に入れてはならない。  
(注)コンピュータ教室・自習室に限らず学外者を許可なく教室に入れてはならない。また、システムを利用させてはならない。  
(座席確保の禁止)
- ・座席確保のためにコンピュータ教室に荷物を放置してはならない。
- ・いかなる理由があってもコンピュータをロック状態にしてはならない。
- ・コンピュータ教室では、静粛を保ち、他の利用者の迷惑にならないよう勤めなければならない。  
(注)語学学習用に設計されたコンピュータ教室において、発声を伴う語学学習をおこなう場合には、この限りではない。